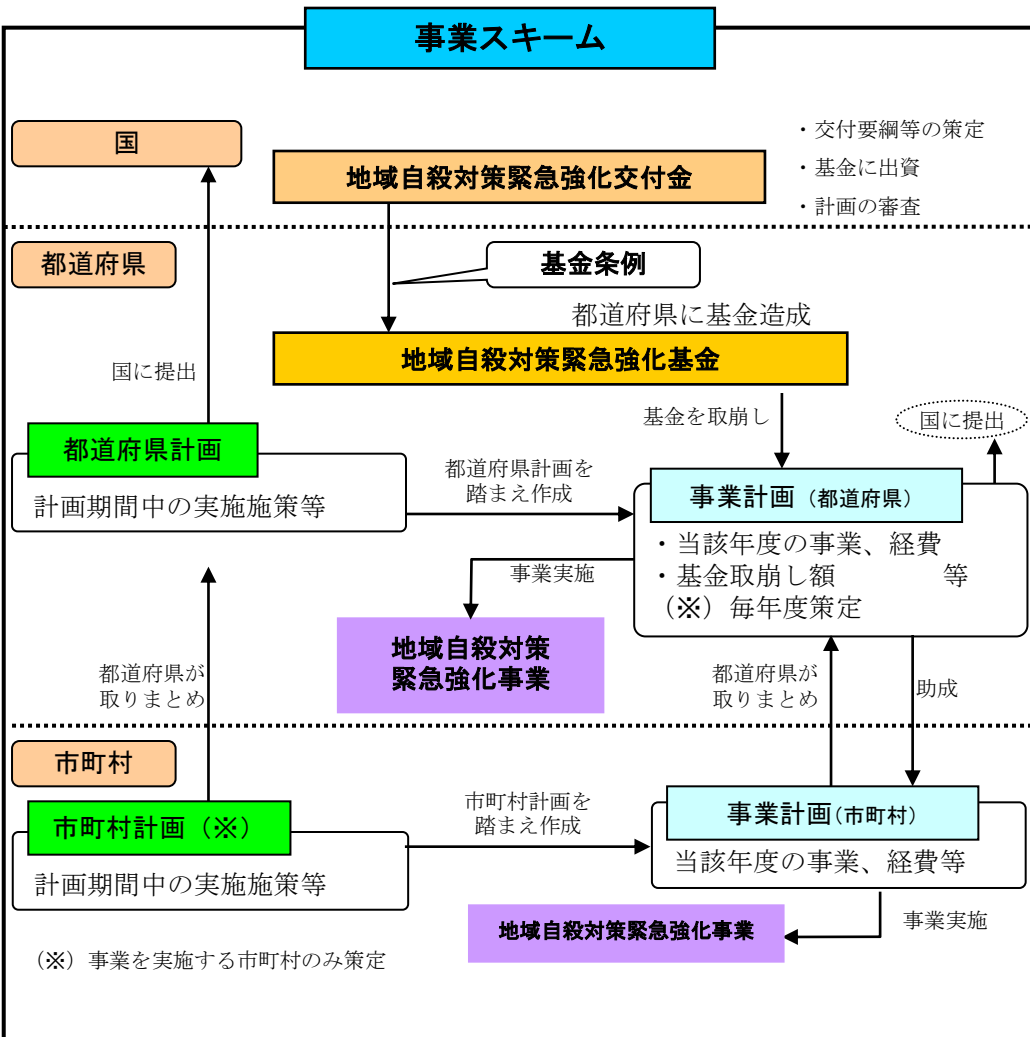


「地域自殺対策緊急強化基金」の概要

事業の概要

- 麻生内閣時、都道府県に当面の3年間の対策に係る「地域自殺対策緊急強化基金」(※)を造成。相談体制整備及び人材養成等を緊急に実施
- 地域の実情を踏まえて自主的に取り組む地方公共団体の対策や民間団体の活動等の支援により、「地域における自殺対策力」を強化
- 国は事業メニューを提示し、都道府県が地域の実情を踏まえて実施事業を選択するメニュー方式
(※) 予算額(平成21年度補正予算):100億円、補助率:10/10(地方負担なし)、時期:21年度から23年度までの3年間で実施
(平成23年度3次補正予算において、37億円積み増し。平成24年度1次補正予算において、30.2億円積み増し・25年度まで実施期限を延長)
- うつ病医療体制強化事業(厚生労働省分)を追加(平成22年度補正予算:予算額752,646千円 ※平成23年度まで)
- 住民生活に光をそそぐ交付金(地域活性化交付金)の活用による積み増しが可能(平成22年度補正予算 ※平成24年度まで)

事業スキーム



事業メニュー

①対面型相談支援事業

関係行政機関や民間団体で専門家を活用した自殺対策のための「包括支援相談」(※)を実施するなど相談支援体制を強化
(※) 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門家による失業、倒産、多重債務問題等の相談について、心の健康相談とともに実施

②電話相談支援事業

関係行政機関や民間団体が行う電話相談事業の充実

③人材養成事業

自殺を考えている人、自殺未遂者等自殺の危険性の高い人、自殺者の遺族等に対し、適切な対応・支援を行う人材(※)の養成
(※) 市区町村、精神保健福祉センター、保健所、ハローワーク、消費生活センター、民間団体の相談担当者等を養成

④普及啓発事業

国民一人ひとりが自殺予防のために行動(「気づき」「つながり」「見守り」)できるようにするための広報啓発を実施

⑤強化モデル事業

地域における自殺対策を緊急に強化するための事業(※)を実施
(※) ハイリスク地におけるパトロール活動の支援、一時的避難場所(シェルター)の提供、遺族のための分かち合いの会の運営支援等、その他地方公共団体が独自に取り組む事業

⑥うつ病医療体制強化事業

精神科医療の質の向上を図るための事業(※)を実施
(※) 精神科医と一般かかりつけ医との定期的な連絡会議の開催、うつ病患者を一般かかりつけ医から精神科医療機関へスムーズにつなぐ医療連携体制構築のための事業、精神医療関係者に対する研修事業、及び上記の事業に付随する調査事業

(注1) 実際に行う事業内容は、都道府県が地域の実情を踏まえ、選択

(注2) 各府省で実施する既存の自殺対策事業は、本基金事業の対象外

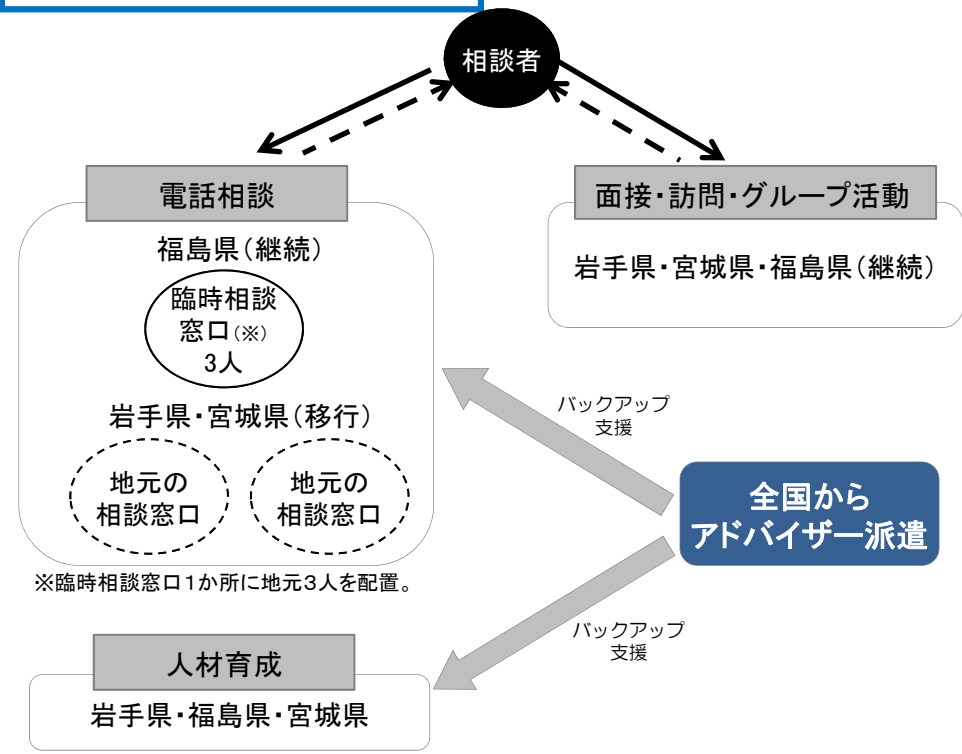
2 東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業（内閣府男女共同参画局推進課）

平成26年度予算額 0.7億円

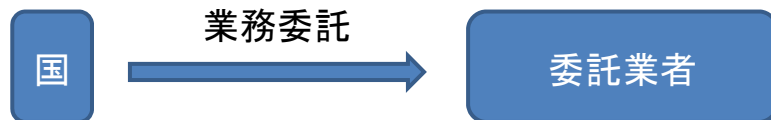
事業概要・目的

- 東日本大震災被災地では、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性等が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念されます。
- 一方、被災自治体では、女性の悩みや女性に対する暴力相談を行う相談員・相談窓口が不足し、女性等が安心して利用できる相談サービスの提供が難しい状況にあります。
- そのため、女性の悩み相談や暴力被害者支援を行っている全国のNPOや男女センターなどの相談員を被災地に派遣し、地元自治体と協力して被災地に臨時の相談窓口を開設します。
- 臨時の相談窓口では、電話相談、窓口での面接相談を行うことに加えて、相談者の希望に応じて仮設住宅等を相談員が訪問し、相談を行います。
- 岩手県・宮城県の電話相談業務については、地元の相談窓口に移行しつつ、相談対応及び人材育成を支援するため、事例検討・研修の講師として全国からアドバイザーを派遣するとともに、地元相談員による面接及び訪問相談、グループ活動を協力支援します。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



期待される効果

- 被災地において女性等が様々な不安、悩み、ストレス、暴力被害などを安心して相談できるサービスを提供することにより、被災女性等が抱える悩み等の解消を図り、その後の生活再建に向けた取組を促すことが期待できます。

3

「新しい東北」先導モデル事業（復興庁総合政策班）

26年度予算額 14.8億円【復興枠】
(25年度予算額 9.0億円(復興調整費))

事業概要・目的・必要性

- 「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先進事例を育て、横展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、被災地の住民や団体の発意により、「新しい東北」に資する先導的な幅広い取組みを公募し、支援する「『新しい東北』先導モデル事業」を実施。
- プロジェクトの立ち上がり段階における、専門家派遣や実証事業、関係者の合意形成など、ソフト分野を中心に、様々な取組を包括的に支援（H25年度からの継続事業とH26年度の新規事業を対象）
- 併せて、「新しい東北」官民連携推進協議会を運営。

事業イメージ・具体例

○「新しい東北」に資する先導的な取組提案

(取組例)

- ・工夫された遊び場等の確保、プレイリーダー養成
- ・次世代地域包括ケアシステム、医療福祉情報ネットワーク
- ・復興まちづくりにあわせた新しいエネルギー実証実験
- ・ICTを活用した官民連携・危機対応プラットフォーム
- ・地域連携価値共創ビジネスの推進等

<被災地>

- ・NPO等の法人
- ・事業者の組織する団体
- ・地方公共団体を構成員に含む協議会

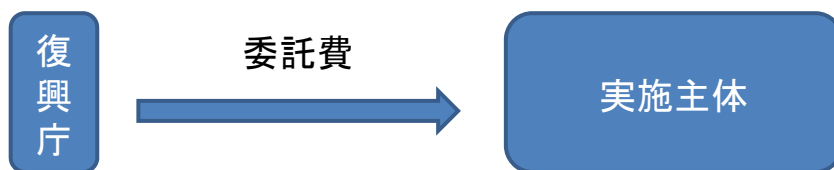
復興庁

- ・復興推進委員等の意見を踏まえ、対象プロジェクトを評価・選定

○選定したプロジェクトについては、立ち上がり段階における様々な取組を包括的に支援

- ・専門家派遣、実証事業、関係者の合意形成等の取組支援

資金の流れ



期待される効果

- 「新しい東北」の実現に向けた被災地の主体的な復興の取組を推進し、復興を加速化させる。
- 我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性ある未来社会」の形成を促進。

制度の概要

- 目的:被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体:被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- 設置根拠等:被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間:概ね1年以上最長5年
- 総務省の支援
 - ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し特別交付税措置(2011年度～)
 - ⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)*+活動費(必要額)を措置
 - ②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

※参考:地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

団体名	人数	活動内容等
岩手県(県事業)	34名	宮古市、久慈市、陸前高田市、大船渡市、葛城町、軽米町、住田町、山田町、岩泉町、洋野町、大槌町、田野畑村、野田村、九戸村において観光再生に係る観光推進業務に従事。
岩手県北上市	1名	県内の農林水産物の販路拡大のため、PR活動に従事。
岩手県釜石市	14名	仮設住宅の見守りや、水産業の6次化推進活動に従事。
宮城県(県事業)	68名	石巻市、東松島市、仙台市、南三陸町、女川町において地域の歴史の伝承や、コミュニティのケア活動に従事。
宮城県気仙沼市	19名	自治組織の維持・活性化につながる業務に従事。
宮城県多賀城市	2名	地域課題、資源を掘り起こす活動に従事。
宮城県東松島市	5名	仮設住宅コミュニティの運営支援活動に従事。
宮城県丸森町	2名	地域の魅力の発信や、イベント開催、環境美化活動に従事。
福島県(県事業)	5名	相馬市、新地町において被災者の生活支援等に従事。
福島県田村市	9名	高齢者の家に定期訪問や、地域事業の再開を支援する活動に従事。
福島県双葉町	6名	ニーズを知るために聞き取り調査活動に従事。
福島県浪江町	15名	避難者の家に個別訪問や、地域の情報を発信する活動に従事。
長野県栄村	1名	生活支援ボランティア推進のための体制づくりに従事。

**13団体(3県、10市町)において
計181名が活動
(平成25年度特別交付税基礎調査)**

復興支援員 ～取組事例等～

復興支援員数(特交ベース)

平成25年度 181名(3県10市町) ※ 平成24年度 78名(2県5市町)

取組事例

宮城県(県事業)

■概要

被災地の実情に応じた住民主体の地域活動の推進を支援するために、復興支援に意欲的に取り組む人材を地域内外から公募し、「復興応援隊」を結成。住民主体の復興活動による地域創生を目指す。

※ 県が市町村と連携して設置(民間事業者等に委託)。平成25年度は仙台市、石巻市、東松島市、南三陸町、女川町に設置。

■活動内容

住民全体のまちづくり、産業振興や観光振興、伝統文化行事の再開、子ども・子育て支援、福祉のまちづくり等、**地域の事情やニーズに応じて必要なプロジェクトを設定。**

【例】南三陸町での活動予定
「住民参加による観光のまちづくり」

- ・語り部ツアー
- ・被災地視察受入
- ・商店街活性化イベント
- ・地域振興イベント
- ・まちの歴史と震災の記録整備

観光のまち再生



しろうおまつり(宮城県南三陸町)



福興市(宮城県南三陸町)

宮城県気仙沼市(市事業)

■概要

意欲ある若い世代が、交流・議論するための機会をつくり、具体的な実践活動のサポートを通じてまちづくりの担い手の育成と、担い手としての意識の醸成と参画機会の創出を図る。

■活動内容

①若い世代の企画支援プロジェクト

- ・地域の若者にまちづくり企画を考えてもらうため、勉強会を開催したり、アイデアを出し合う場として、「まちづくり懇親会」を開催した。



まち歩き活動の様子

②地域の魅力再発見プロジェクト

- ・地元住民と、県外出身者が一緒にまちを歩き、地域の魅力を再発見していくことで、これからのまちづくりを考える一助としてもらうため「まち歩き活動」を開催。

③地域コミュニティに関する勉強会

- ・地域の若者が、「地域に対する想い」を学ぶことを目的として、気仙沼で活躍されている講師に講話していただいた。また、地域に対する想いを互いに共有することで若者が地域づくりに関わるきっかけづくりを創出した。



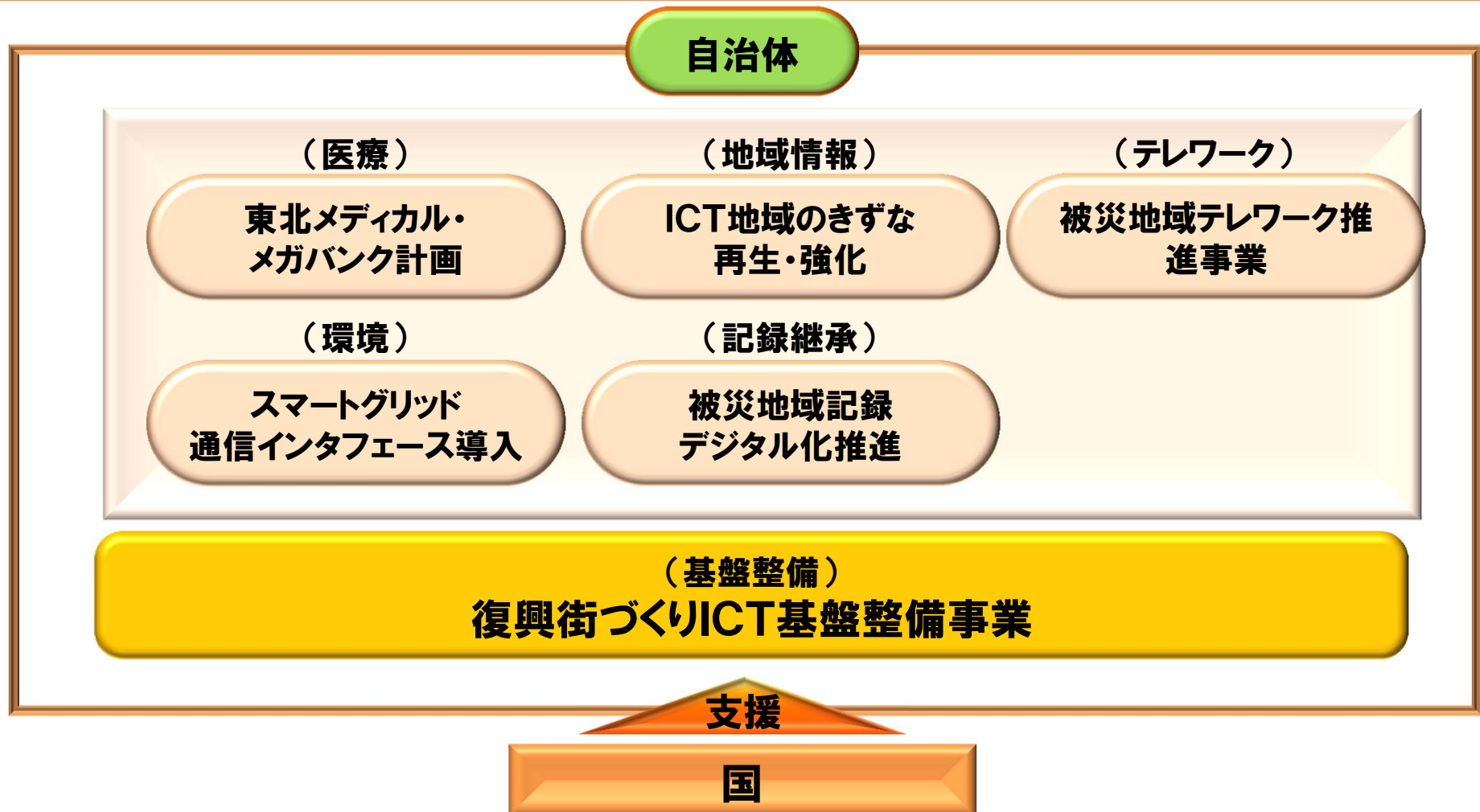
地域コミュニティに関する勉強会の様子

7～9

被災地域情報化推進事業（平成26年度予算）

■ 総事業費109億円(H26予算額36.6億円、補助率1/3(※))

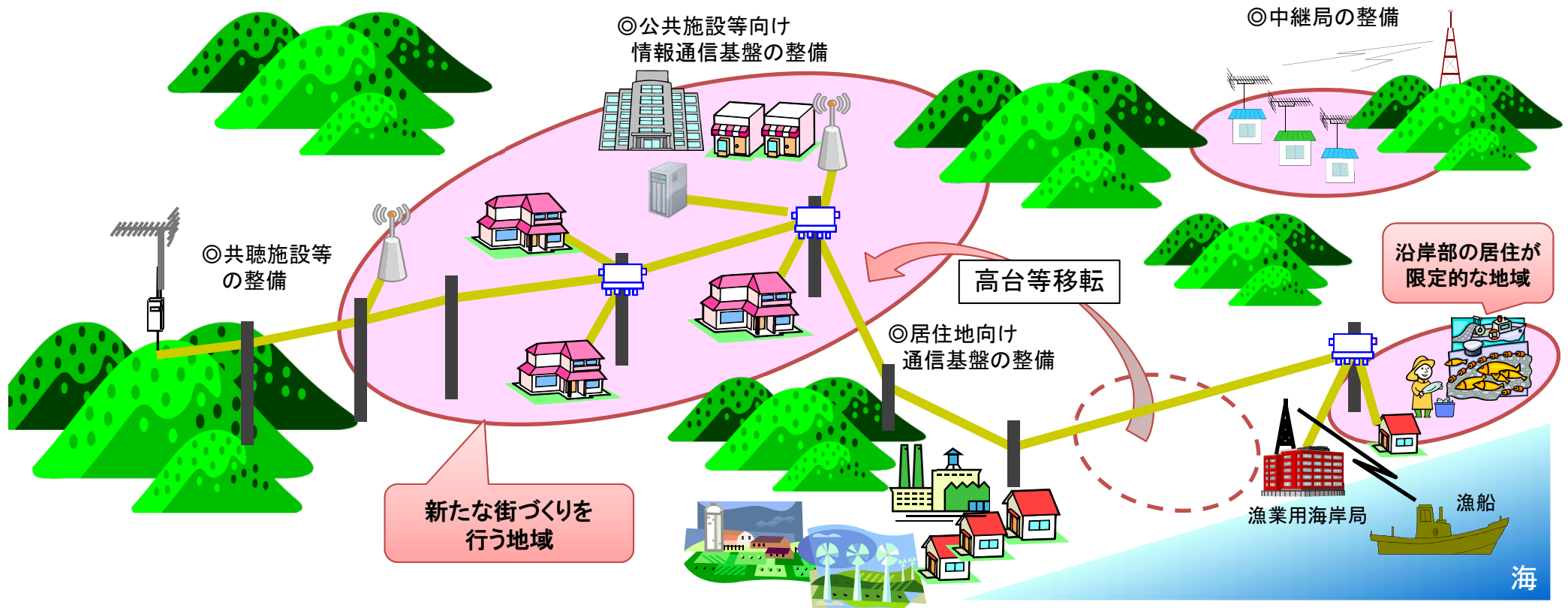
東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える課題について、情報通信技術(ICT)を活用して効率的・効果的に解決する取組を支援



(※)地方負担額2/3については、震災復興特別交付税により全額を措置

概要

- 被災地域のうち、津波による流出等により生活基盤に大きな被害を受けた地域が多数存在。また、復興の進展に伴い、被災自治体の復興計画に基づき、高台等への移転を含む復興街づくりが本格化。
- これらの被災自治体において、住民が新しい生活を円滑に開始できるようにするとともに、ICT基盤を活用した創造的な復興を実現するために、超高速ブロードバンドや放送の受信環境等、ICT基盤の一体的な整備が必要。
- 復興に向けた新たな街づくりを行う地域等に、住民生活・地域の活性化に必要なICT基盤を整備する自治体を支援。



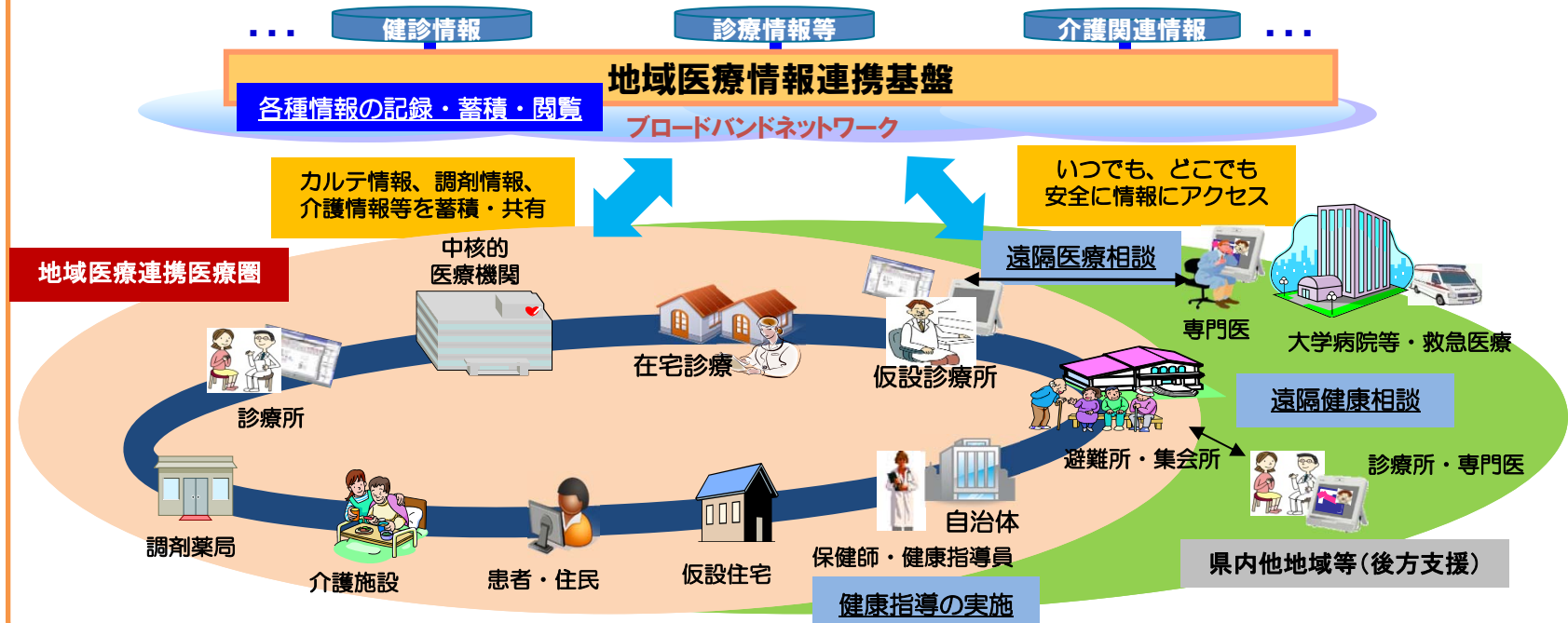
8 東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業)

概要

- ICTを活用した、災害に強い、医療健康情報連携基盤を整備し、被災県における切れ目のない医療提供体制の復興を目指す。
- 具体的には、被災県において、地域医療圏の中核的医療機関、診療所、薬局、介護施設等の保有する患者・住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築を支援する。

東北メディカル・メガバンク計画

地域医療情報連携基盤の構築



○26年度の被災市町村からの人材確保要望を取りまとめ、全国の市区町村に職員派遣等を要請(25年12月5日)
 ○引き続き、全国の市区町村に対して職員派遣を要請するほか、被災自治体における任期付職員の採用等の支援や被災市町村で働く意欲のある市区町村OB職員に関する情報提供を行うとともに、民間企業等への人的支援の協力を要請するなどの取組を進める。

1. 現在の主な対応状況

○全国の自治体から被災自治体(県及び市町村)へ派遣されている地方公務員は2,084人(うち市町村分 1,441人、うち県分 643人)(H25.10.1現在)

○H26年度総務省スキームにおける被災市町村からの人材確保の要請数 1,530人(H26.2現在)

充足数との差: 883人

【総務省における被災市町村への支援】

1. 全国の市区町村への更なる職員派遣の要請

《現役職員の派遣決定数》
530人
《任期付職員の派遣決定数》
27人

2. 被災自治体における任期付職員等の採用の支援

・任期付職員採用に必要な条例の制定や被災市町村における採用のほか、県による採用・県下市町村への派遣等について助言

《採用人数》
62人

3. 全国の市区町村OB職員の活用

・全国市長会・全国町村会の協力を得て、被災市町村で働く意欲のある市区町村のOB職員等の情報をリスト化して被災市町村へ提供するシステムを構築

《リスト登録人数》
29人
※採用人数
1人

4. 民間企業等の人材の活用の促進

・被災自治体からの要望を受け、民間企業や自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の従業員を在籍したまま被災自治体が受け入れる仕組みを整備
 ・経済・業界団体(経団連、日商、同友会等)を通じて民間企業に周知・要請
 ・自治体の第三セクター等(土地開発公社等の地方三公社、財団法人等)の職員の活用を図るため、各地方公共団体に対して協力を要請
 ・総務大臣による要請を受けた業界団体・民間企業による支援実績は別添のとおり

《民間企業からの派遣人数》
13人

【新藤総務大臣による要請】
 (H25.4.23) 日本経済団体連合会 米倉会長
 (H25.5.10) 日本商工会議所 岡村会頭
 (H25.5.13) 経済同友会 長谷川代表幹事
 (H25.5.27) 日本補償コンサルタント協会 吉田会長
 (H25.6.20) 全国建設業協会 浅沼会長
 (H25.6.27) 建設コンサルタンツ協会 大島会長
 (H25.7.9) 全国測量設計業協会連合会 本島会長
 (H25.7.22) 日本建設業連合会 中村会長

2. 課題と今後の取組

○依然として883人の要請があることから、引き続き、人的支援の取組を推進

【1. について】

・引き続き、現役職員の派遣のほか、任期付職員の採用・派遣について要請

【2. について】

・被災自治体が行う任期付職員等の採用について、復興庁と協力して広報を実施

【3. について】

・被災市町村の採用状況を見ながら、OB職員情報の掘り起こしを行う

【4. について】

・復興庁と協力し、民間企業からの人的支援が進むよう働きかけを行う
 ・総務省で問い合わせを受けている民間企業からの人的支援の申出についてマッチングを進める

総務大臣による要請を受けた業界団体・民間企業による支援実績

○業界団体からの支援

<日本補償コンサルタント協会>

- ・ 25年8月19日岩手県大槌町と用地取得に係る委託契約を締結

5～7人の人的支援に相当する効果

○民間企業からの支援

<大日本住友製薬（株）>

- ・ 従業員2人が、25年10月1日から宮城県石巻市へ派遣

<清水建設（株）>

- ・ 従業員1人が、26年1月1日から福島県相馬市へ派遣

<鹿島建設（株）>

- ・ 従業員1人が、26年2月1日から岩手県陸前高田市へ派遣
- ・ 従業員5人が、26年4月1日から下記の市町へ派遣

岩手県 陸前高田市、大槌町

宮城県 山元町、七ヶ浜町

福島県 檜葉町

<帝人（株）>

- ・ 従業員2人が、26年4月1日から宮城県石巻市へ派遣

4月1日現在の民間企業
従業員の派遣決定人数

11人

11 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

地域コミュニティ

【東日本大震災復興特別会計】

(前年度予算額 1,196百万円)

平成26年度予算額 1,200百万円

<学習活動の例>

◆放課後や週末等の児童・生徒の学習支援

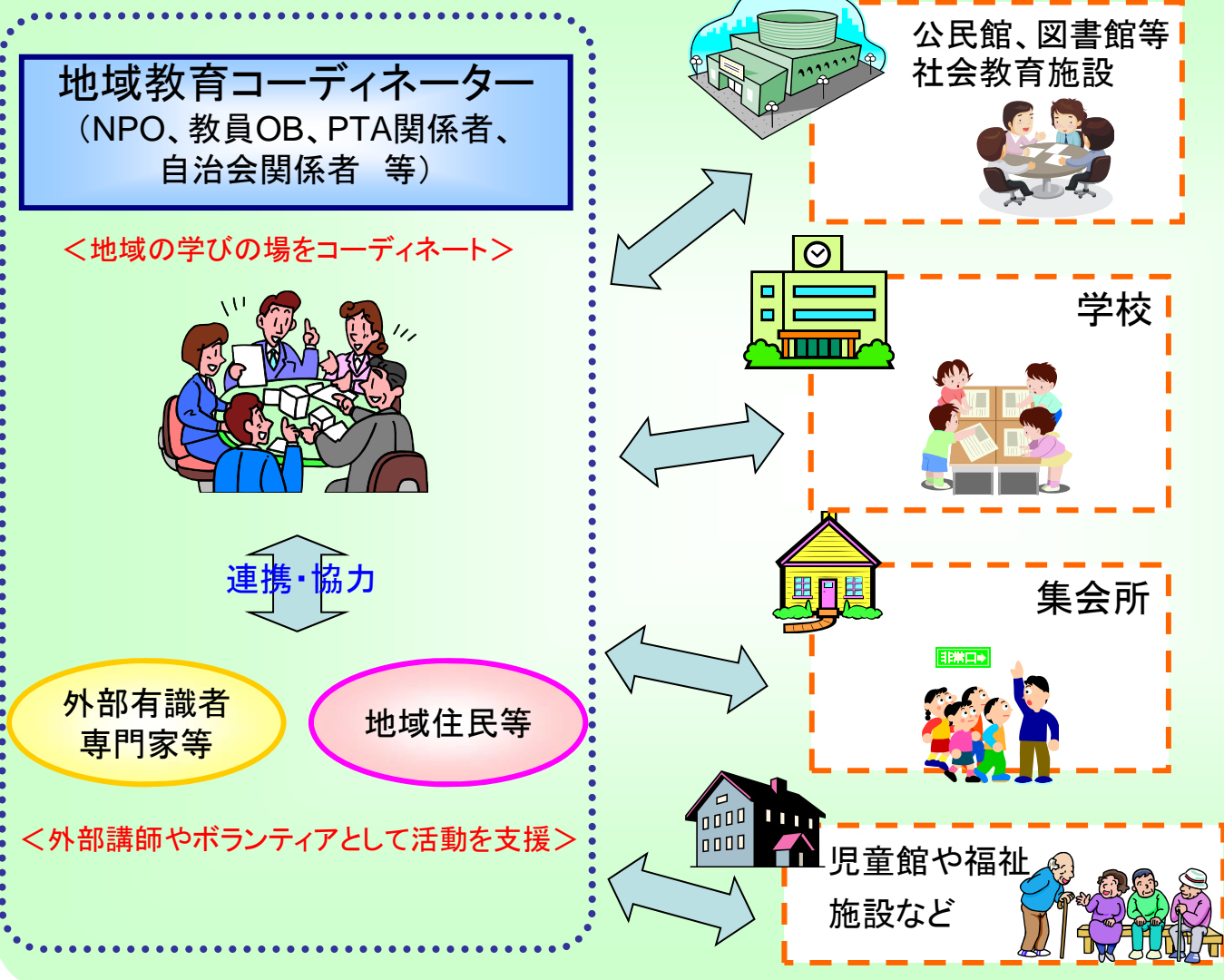
◆地域課題に係る学習会の実施

- ・地域ぐるみの防災教育
- ・震災後の心身の健康
- ・放射線と健康管理
- ・土地の権利関係や債務に関することなどの法律問題
- ・家庭教育や子育てに関すること
- ・世代間交流の促進による高齢者等の孤立化の防止

◆スポーツ・レクリエーション活動の支援

◆ICTを効果的に活用した学習支援

などの取組を実施



地域教育コーディネーター
(NPO、教員OB、PTA関係者、
自治会関係者 等)

<地域の学びの場をコーディネート>

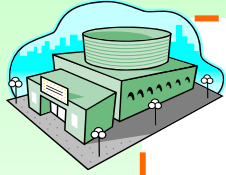


連携・協力

外部有識者
専門家等

地域住民等

<外部講師やボランティアとして活動を支援>



公民館、図書館等
社会教育施設



学校



集会所



児童館や福祉
施設など



学びを媒介として、地域の間人関係を構築するとともに、身近な課題に自ら対応する能力を育成
住民の自律的な取組を基盤とする地域コミュニティの再生

12 緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度第1次補正予算額 : 3,015百万円

平成23年度第3次補正予算額 : 351百万円

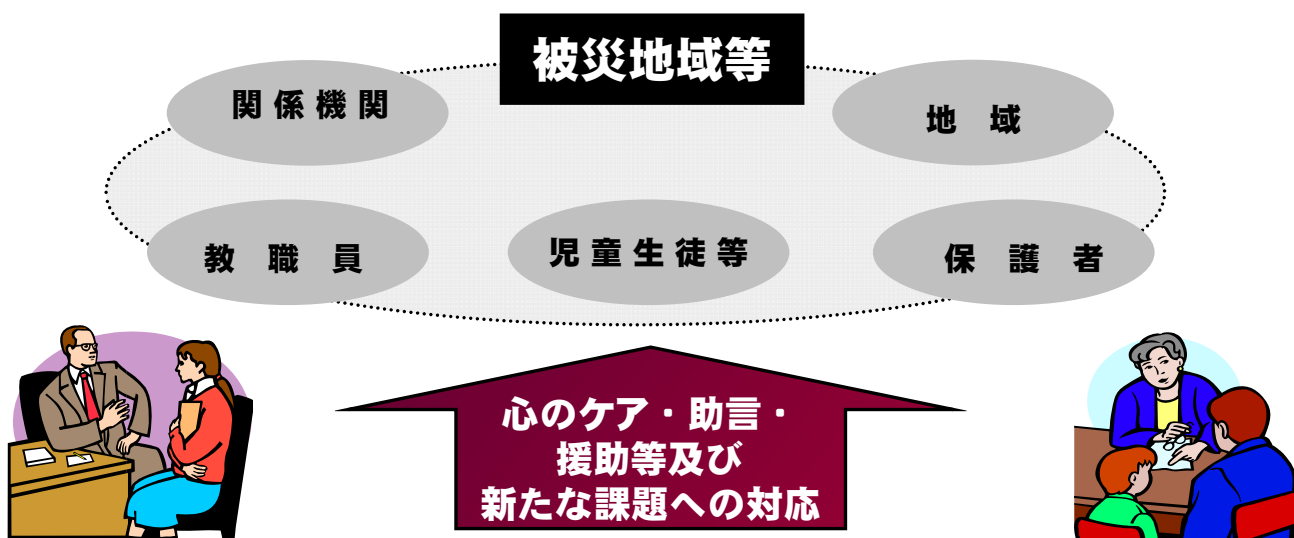
平成24年度予算額 : 4,702百万円【復興特別会計措置額】

平成25年度予算額 : 3,913百万円【復興特別会計措置額】

平成26年度予算額 : 3,709百万円【復興特別会計措置額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度補正予算及び平成24年度予算並びに平成25年度予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成26年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する心のケアや必要な支援を行うための経費を計上する。



心のケアの対応

- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

進路指導・就職支援

- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者 等
- このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

障害のある子どもへの支援

- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置等

13 東北メディカル・メガバンク計画

平成26年度予算額	: 3,642百万円
うち復興特別会計	: 3,343百万円
(平成25年度予算額)	: 4,235百万円)

目標

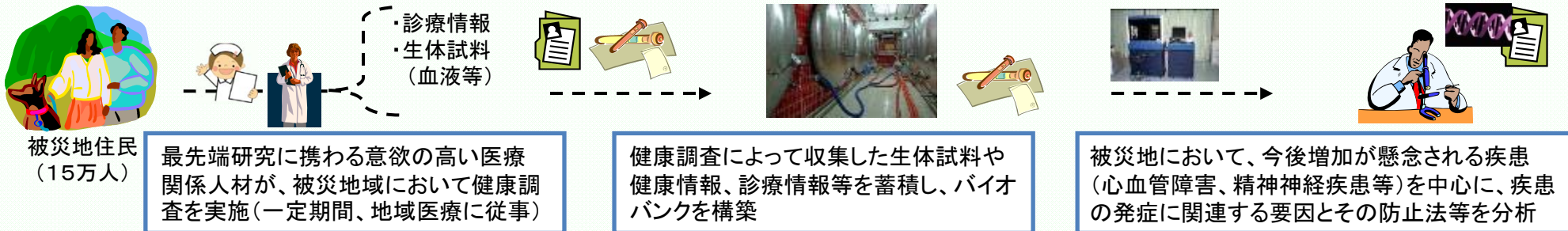
被災地住民の健康不安解消への貢献、東北発の次世代医療の基盤を整備

被災地を中心とした大規模ゲノムコホート研究を行うことにより、地域医療の復興に貢献するとともに、創薬研究や個別化医療等の次世代医療体制の構築を目指す。

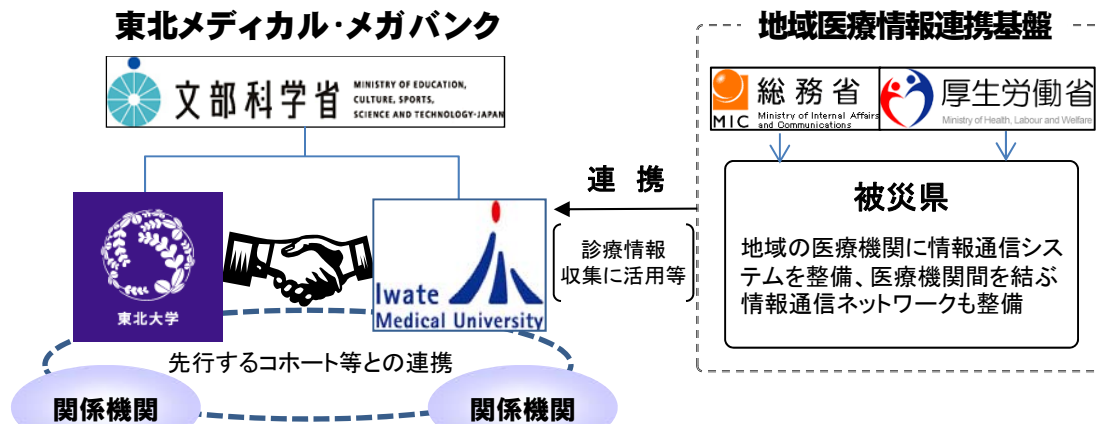
- ◆意欲の高い医療関係人材が被災地で地域医療に携わり、信頼関係を醸成した上で健康調査を実施。それらの活動を通じて、被災地の住民の健康不安を解消。
- ◆15万人規模のバイオバンクを構築し、ゲノム情報と解析結果を比較することで、薬の副作用の低減や将来なりやすい病気の予測などの東北発の次世代医療を実現。

概要

宮城県及び岩手県を中心とした被災地の住民を対象として健康調査を実施するとともに、協力者の生体試料、健康情報、診療情報等を収集して15万人規模のバイオバンクを構築し、ゲノム情報等と併せて解析することにより、東北発の個別化医療等の基盤を形成し、創薬等の新たな産業の創出を目指す。
 <事業期間:平成23~28年度(第1段階)、平成29~32年度(第2段階)>

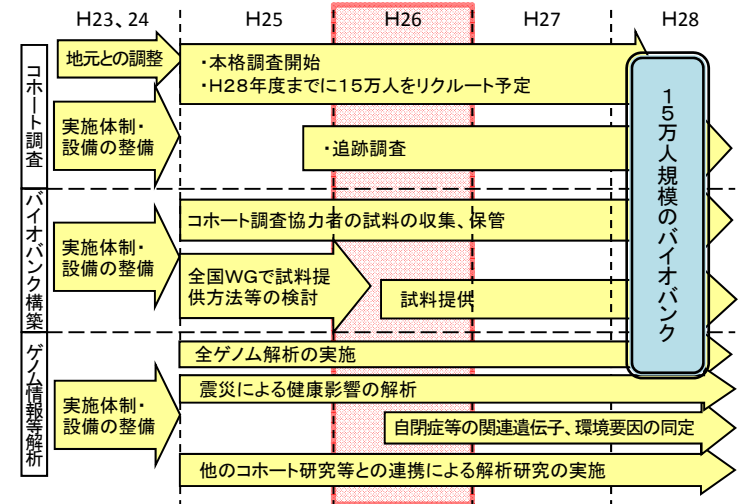


<実施体制>



※コホート：長期間追跡調査することを目的とした、ある特定の条件(地域等)に属する人々の集団

<ロードマップ>



14 平成26年度 国立青少年教育施設を活用したリフレッシュキャンプ

被災地の子供たちに外遊びやキャンプなどの様々な体験活動を提供し、子供たちがのびのびと遊び、日頃のストレスを和らげることを目的として、体験活動プログラムを実施予定。（計44回 約3,800名募集）

○ふみだす探検隊

- ①実施施設：国立花山青少年自然の家 【宮城県】（3回）
- 国立磐梯青少年交流の家 【福島県】（5回）
- 国立那須甲子青少年自然の家 【福島県】（3回）
- 国立赤城青少年交流の家 【群馬県】（3回）
- 国立信州高遠青少年自然の家 【長野県】（1回）
- 国立妙高青少年自然の家 【新潟県】（2回）
- 国立中央青少年交流の家 【静岡県】（1回）

計18回

- ②参加対象：福島県内の小学1年生～小学6年生（学年指定、家族対象も有り。）
- ③募集人数：935名（1回20名～100名）
- ④協賛：公益財団法人東日本大震災復興支援財団



○その他のリフレッシュキャンプ

- ①実施施設：国立岩手山青少年交流の家 【岩手県】（4回）
- 国立花山青少年自然の家 【宮城県】（4回）
- 国立磐梯青少年交流の家 【福島県】（11回）
- 国立那須甲子青少年自然の家 【福島県】（7回）

計26回

- ②参加対象：岩手県、宮城県、福島県の被災地の幼児・小中学生及びその家族
- ③募集人数：2,870名

○＜参考＞これまでの実績 計204回 22,439名（H23.7月～H26.3月）

日程一覧

○ふみだす探検隊

通番	会場	期 間	日数	人数
1	信州高遠青少年自然の家	平成26年 7月26日(土) ～ 29日(火)	3泊4日	40
2	中央青少年交流の家	平成26年 7月26日(土) 8月 1日(金)	6泊7日	45
3	那須甲子青少年自然の家	平成26年 7月27日(日) 8月10日(日)	14泊15日	20
4	磐梯青少年交流の家	平成26年 7月30日(水) 8月14日(木)	15泊16日	20
5	妙高青少年自然の家	平成26年 9月13日(土) ～ 15日(月)	2泊3日	80
6	磐梯青少年交流の家	平成26年10月11日(土) ～ 13日(月)	2泊3日	20
7	磐梯青少年交流の家	平成26年11月 1日(土) ～ 3日(月)	2泊3日	40
8	那須甲子青少年自然の家	平成26年11月 1日(土) ～ 3日(月)	2泊3日	100
9	妙高青少年自然の家	平成26年11月 1日(土) ～ 3日(月)	2泊3日	80
10	磐梯青少年交流の家	平成26年11月22日(土) ～ 24日(月)	2泊3日	20
11	那須甲子青少年自然の家	平成26年11月22日(土) ～ 24日(月)	2泊3日	100
12	赤城青少年交流の家	平成26年11月22日(土) ～ 24日(月)	2泊3日	30
13	花山青少年自然の家	平成26年12月23日(火) ～ 25日(木)	2泊3日	80
14	赤城青少年交流の家	平成26年12月25日(木) ～ 28日(日)	3泊4日	30
15	花山青少年自然の家	平成27年 1月10日(土) ～ 12日(月)	2泊3日	80
16	磐梯青少年交流の家	平成27年 1月10日(土) ～ 12日(月)	2泊3日	40
17	赤城青少年交流の家	平成27年 1月10日(土) ～ 12日(月)	2泊3日	30
18	花山青少年自然の家	平成27年 3月21日(日) ～ 23日(月)	2泊3日	80

各回20～100人×18回＝935名募集

○その他のリフレッシュキャンプ

通番	実施施設	教育事業名	期間	参加対象者(地域)	募集人数
1	国立岩手山青少年交流の家	kids together えいご de キャンプ in テンパーク	H26.10.11(土)～10.13(月) (2泊3日)	岩手県沿岸地区在住の 小学4年生～中学3年生	250
2 3		岩手しぜんとあそぼキャンプ	①H26.11.1(土)～11.3(月) (2泊3日) ②H27.1.10(土)～1.12(月) (2泊3日)	岩手県沿岸地区在住の 小学4年生～6年生	①80 ②80 計160
4		さんりく体験！探検ツアー最初の一步 ～岩手横断370Km～	H26.7.19(土)～7.21(月) (2泊3日)	岩手県内の小学校5年生～ 中学校2年生	30
5 6 7 8		国立花山青少年自然の家	はなやまんまる☆きゃんぷ	①H26.5.3(土)～5.6(火) (3泊4日) ②H26.7.19(土)～7.21(月) (2泊3日) ③H26.10.25(土)～10.26(日) (1泊2日) ④H27.1.17(土)～1.18(日) (1泊2日)	宮城県沿岸部に在住の小 学生・中学生
9 10	国立磐梯青少年交流の家	体験の風をおこそうin磐梯(春・秋) (宿泊コース)	①5.3(土)～5.4(日) (1泊2日) ②10.25(土)～10.26(日) (1泊2日)	家族(福島県内)	①200 ②400 計600
11 12		体験の風をおこそうin磐梯(春・秋) (日帰りコース)	①5.5(月) ②10.25(土)	家族(福島県内)	①500 ②500 計1,000
13 14		親子でチャレンジ！ 磐梯わくわく体験シリーズ①②	①5.17(土)～5.18(日) (1泊2日) ②9.27(土)～9.28(日) (1泊2日)	親子(福島県内)	60
15 16 17		磐梯スポーツフェスティバル ①～③	①12.6(土)～12.7(日) (1泊2日) ②12.13(土)～12.14(日) (1泊2日) ③12.20(土)～12.21(日) (1泊2日)	小学生・中学生・指導者 (福島県内)	①50 ②50 ③50 計150
18 19	国立那須甲子青少年自然の家	チャレンジスノーキャンプ①②	①1.24(土)～1.25(日) (1泊2日) ②2.7(土)～2.8(日) (1泊2日)	小学4～6年生(福島県内)	①50 ②50 計100
20 21 22 23		なすかしの森ファミリーミーティング	①H26.5.31(土)～6.1(日) (1泊2日) ②H26.7.12(土)～7.13(日) (1泊2日) ③H26.10.25(土)～10.26(日) (1泊2日) ④H27.2.21(土)～2.22(日) (1泊2日)	幼児・小・中学生を含む家族	①30 ②80 ③30 ④30 計170
24 25 26		なすかしの森スキー&スノーボード教室	①H27.1.17(土)～1.18(日) (1泊2日) ②H27.2.14(土)～2.15(日) (1泊2日) ③H27.3.7(土)～3.8(日) (1泊2日)	幼児・小・中学生を含む家族	①50 ②50 ③50 計150
実施施設:4施設 実施回数:26回				参加予定者数:2,870名募集	

15 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

(新規)
 26年度予算額 : 324,468千円
 (うち東日本大震災復興特別会計 : 324,468千円)

趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

事業内容

- (1) 対象者 福島県内の幼児・児童生徒(小中学生)
- (2) 実施主体 福島県(教育委員会)
- (3) 対象事業 福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
 - 自然体験活動(キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等)
 - 福島県内と福島県外の幼児・児童生徒の交流活動
 - 福島県内【1泊以上】
 - ※ただし、社会教育団体等が実施する場合は、夏休みや冬休みを利用したおおむね1週間以上の活動
 - 福島県外【おおむね1週間以上】
- (4) 補助対象経費 宿泊費、交通費、活動費



子ども・被災者生活支援法

◆第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、(中略)
自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策(中略)
 その他の必要な施策を講ずるものとする。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守るための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律
 (平成24年6月27日法律第48号)

被災者支援施策パッケージ

1. 子どもの元気復活

福島県及び福島県外において、自然体験活動を実施します。

(主な施策)
 ・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での自然体験活動を実施。

(平成25年3月15日)
 原子力災害による被災者支援施策パッケージ

福島県からの要望

10. ふくしまっ子体験活動応援事業の継続への支援について

子どもたちの体験活動支援を継続し、子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育成するために、**体験活動や交流活動を充実することができるよう支援するとともに、自律的な復興が推進されるよう財源を確保すること。**

(平成25年6月12日)
 「復興・再生に向けた要望」

被災者生活支援基本方針

(5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

(主な具体的取組)
 ・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での自然体験活動を実施。**今後、学校等が実施する自然体験活動・交流活動事業について、福島県内のほか新たに福島県外についても支援を検討。**

(平成25年10月11日)
 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

【目的】

- 21年度補正予算において、地域の医師確保、救急医療の確保など、地域における医療課題の解決を図るため、都道府県に基金を設置。
- 22年度補正予算において、対象地域を都道府県単位(三次医療圏)の広域医療圏における医療提供体制の課題を解決するために基金を拡充。
- 23年度補正予算において、被災3県(岩手県、宮城県、福島県)のうち、津波等で甚大な被害を受けた地域を中心に基金を拡充。
- 24年度予備費を活用し、被災地(岩手県、宮城県、福島県、茨城県)における医療施設の早期復旧・復興について、更なる医療復興支援が必要なため、被災県が医療の復興計画等に定める事業を支援するために基金を拡充。
- 24年度補正予算にて、地域医療再生計画に基づく事業を遂行していく中で、計画策定時(平成22年度)以降に生じた状況変化に対応するために生じる予算の不足を補うために基金を拡充。

【対象事業】

- 都道府県が策定する地域医療再生計画、医療の復興計画に基づく事業を支援

財源	予算措置額	対象地域	計画期間
平成21年度補正予算	2,350億円	二次医療圏を基本とする地域(94地域×25億円)	平成25年度まで
平成22年度補正予算	2,100億円	都道府県単位(三次医療圏) ※一次・二次医療圏を含む広域医療圏	平成25年度まで
平成23年度補正予算	720億円	被災3県(岩手、宮城、福島)	平成27年度まで
平成24年度予備費	380億円	被災3県及び茨城県	平成27年度まで (茨城県については、平成25年度まで)
平成24年度補正予算	500億円	都道府県単位	平成25年度末までに開始した事業 これまで交付した分で25年度までと していたものも同様の扱いとする。

19 地域医療支援センター運営経費

平成26年度予算(新たな財政支援制度) 公費904億円の内数
((平成25年度予算 9.6億円) (30箇所))

医師の地域偏在(都市部への医師の集中)の背景

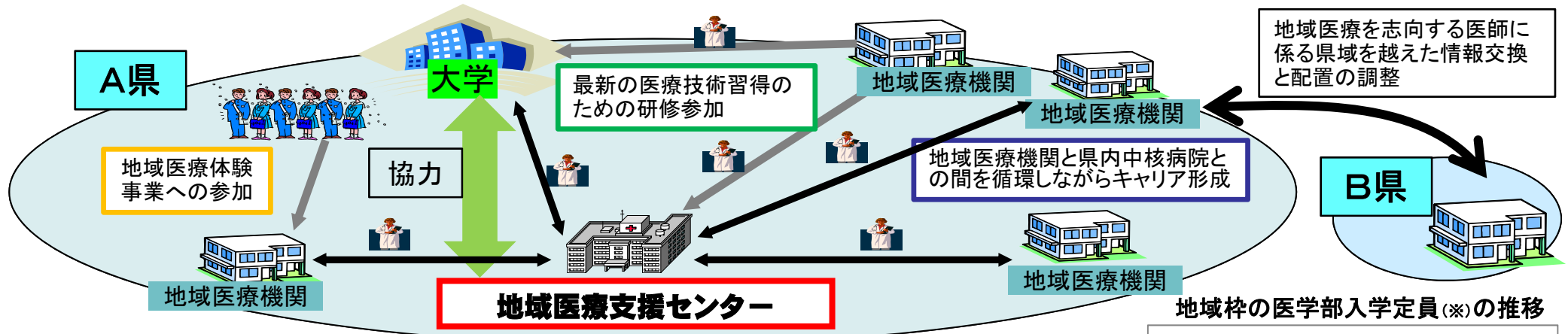
➢ 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかという将来への不安等

地域医療支援センターの目的と体制

- 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取り組むコントロールタワーの確立。
- 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取り組む。

・ 人員体制：専任医師2名、専従事務職員3名

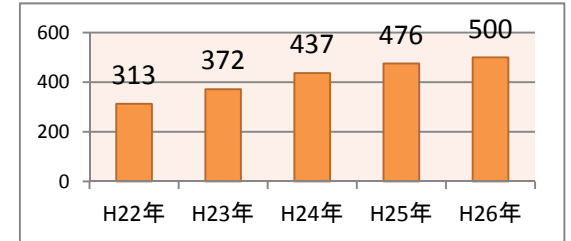
・ 設置場所：都道府県庁、〇〇大学病院、都道府県立病院等



地域医療支援センターの役割

- 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

地域枠の医学部入学定員(※)の推移



(※) 医学部の定員増として認められた分であり、このほか、既存の定員等を活用し都道府県と大学が独自に設定した地域枠もある。

- 平成25年度現在、全国30道府県の地域医療支援センターの運営に対する支援を実施している。
- 平成23年度以降、30道府県で合計1,069名の医師を各道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。(平成25年7月末時点)

【センターの概要】

緊急時避難準備区域であった相双地域等について、厚生労働省として、現地の医療機関・福祉施設の従事者確保の支援等を行うため、平成24年1月27日福島県相双保健福祉事務所内に設置し、同年4月より、医系技官、医政局職員、東北厚生局職員、看護技官、福祉関係部局職員を毎月複数名を現地に派遣し、現地におけるニーズの把握、関係機関との連絡調整等を行っている

※相双地域等：南相馬市、相馬市、相馬郡（1町1村）、双葉郡（6町2村）及びいわき市

※平成23年10月7日から平成24年1月27日までは、「相双地域医療従事者確保支援センター」として活動

【センターの業務】

- ①現地におけるニーズの把握
- ②県、市町村、被災者健康支援連絡協議会等関係機関との連絡調整
- ③支援活動

※全国の医療関係団体で構成する被災者健康支援連絡協議会等との連携により支援を実施

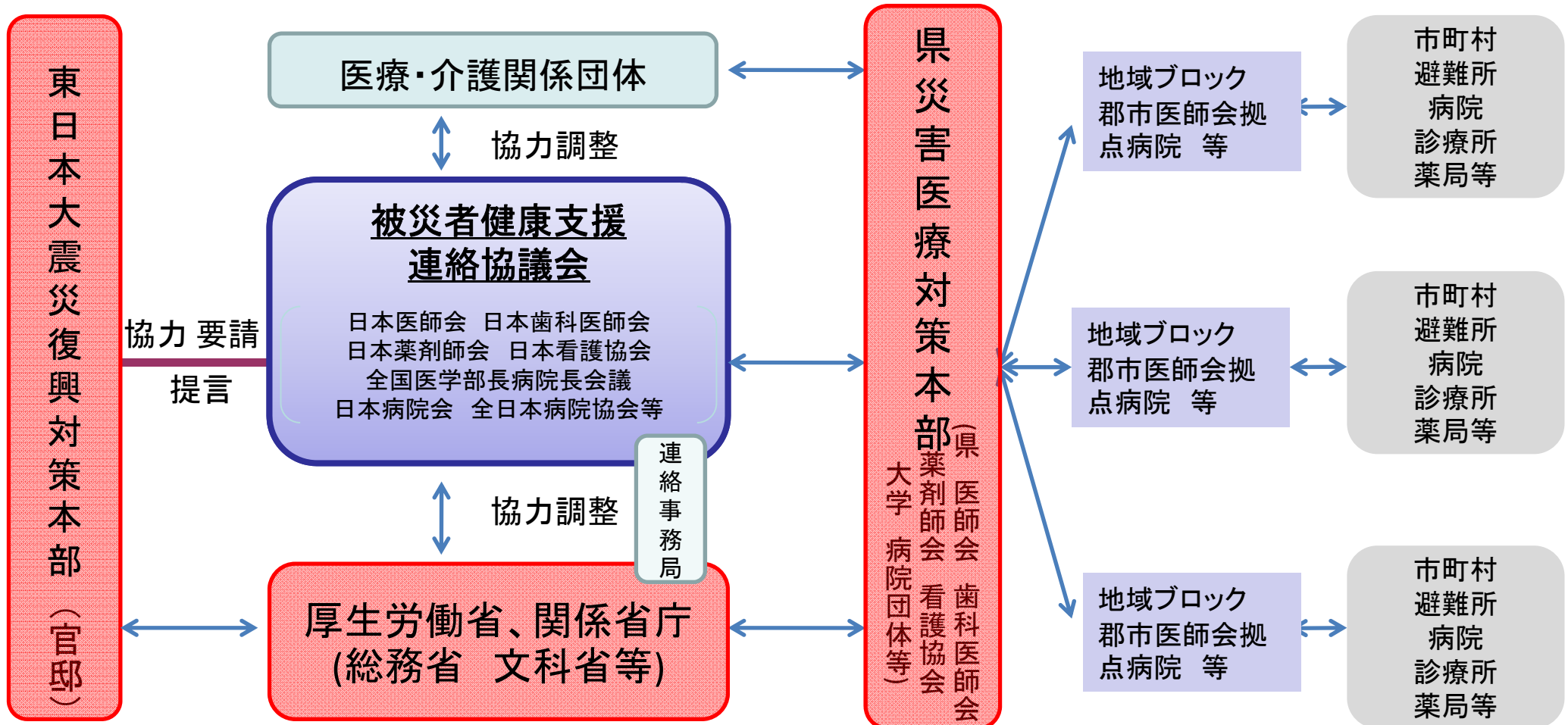
※全国社会福祉協議会、福祉医療機構及び様々なNPO・NGO等と連携し、早期の福祉事業の再開等支援

【センターの活動主な実績】

- 南相馬市立総合病院への福島県立医科大学からの医師派遣を調整。（医療分野）
- 南相馬市の雲雀ヶ丘病院への医師派遣を調整し、精神科の入院診療再開に貢献。（医療分野）
- いわき市立総合磐城共立病院への救急医の派遣の調整（平成24年12月、平成25年7月）を実施。
- 平成23年10月以降、医療機関、自治体、関係団体等を平成26年3月末日現在で延べ約500回訪問し、実情やニーズの把握、関係者間の調整等を実施。（医療分野）
- 平成24年2月1日から平成26年3月末日現在、自治体、関係団体、各施設、仮設住宅等を延べ約310回にわたって訪問し、情報収集等を実施。（福祉分野）

被災者健康支援連絡協議会による対応

- 東日本大震災の被災者の健康支援のため、医療・介護関係団体により構成(代表:横倉義武日本医師会長)。
- 協議会は、政府の復興対策本部の下で、①被災地の医療ニーズに対応し、医療チームの中長期的な派遣の確保、②避難所をはじめ被災地の健康確保上のニーズの把握、感染症対策など被災者の健康確保に必要な取組、を実施。
- 協議会と厚生労働省及び関係省庁は、緊密に協力調整を図る。



- 住宅の再建は順次進められているが、完了までにはなお年数を必要とする状況。仮設住宅における生活の長期化により、生活不活発病や高血圧の有病者の増加、栄養バランス等食生活の乱れや身体活動量の低下などを懸念する指摘もあり、長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者の方の健康支援は重要な課題。
- このため、被災自治体における健康支援活動の強化を図るため、仮設住宅等を中心とした保健活動等を支援する。

【事業の対象地域】

岩手県、宮城県、福島県

(被災地健康支援臨時特例交付金により介護基盤緊急整備等臨時特例基金(既設)の積み増しにより実施。)

【事業内容】

被災県に設置されている基金に積み増しを行い、県・市町村が、各被災地の実情に応じて実施する以下のような事業を支援。

(地方公共団体が適当と認める団体への委託・補助または助成に係る費用も対象。)

- 仮設住宅入居者等を対象とした多様な健康支援活動の実施
 - ・ 全戸訪問等による巡回健康相談などの実施
 - ・ 支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
 - ・ 生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
 - ・ 歯科医師等による歯科検診・指導
 - ・ 管理栄養士等による栄養・食生活指導
 - ・ 子どもの健康教室開催 等
- 被災者に対する効果的な健康支援方策を検討する協議会の運営
- 被災者特別健診等事業
 - 特定健診非対象者(18～39歳未満)に対する健康診査等の実施や特定健診の項目追加 など

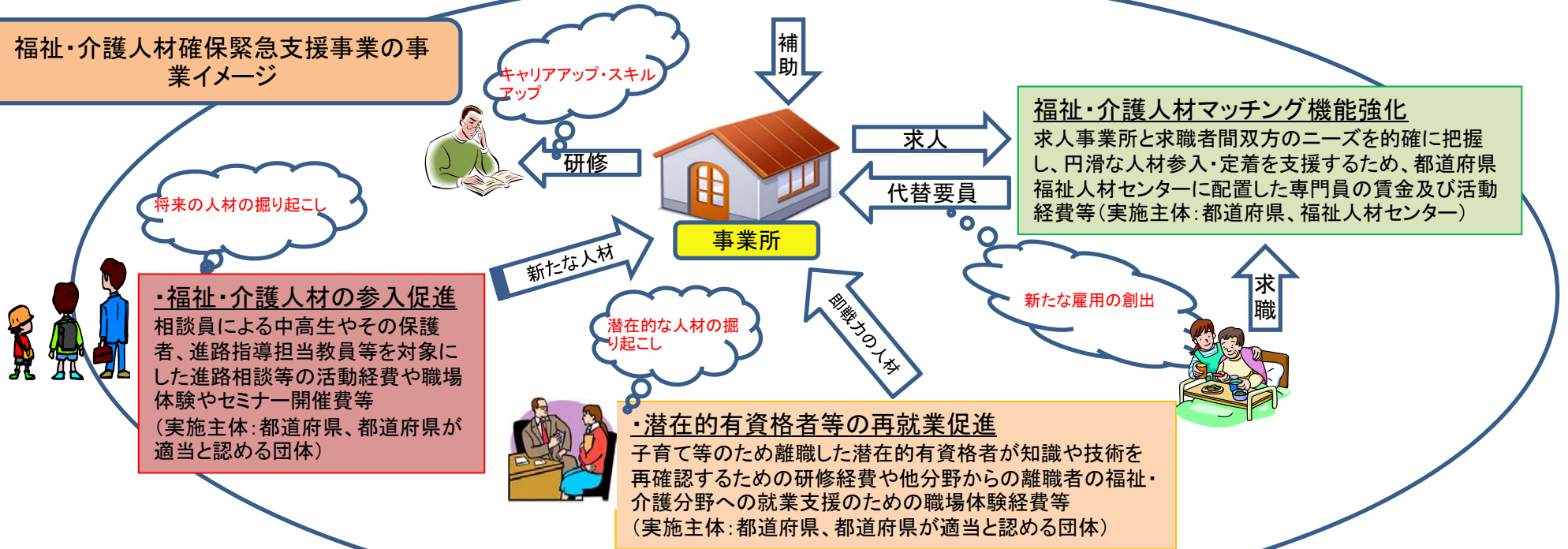
被災3県交付額 2億2,500万円(補助率10/10)

○福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。
 ○よって、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保

介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇いあげるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

福祉・介護人材確保緊急支援事業の事業イメージ



・潜在的有資格者等の再就業促進

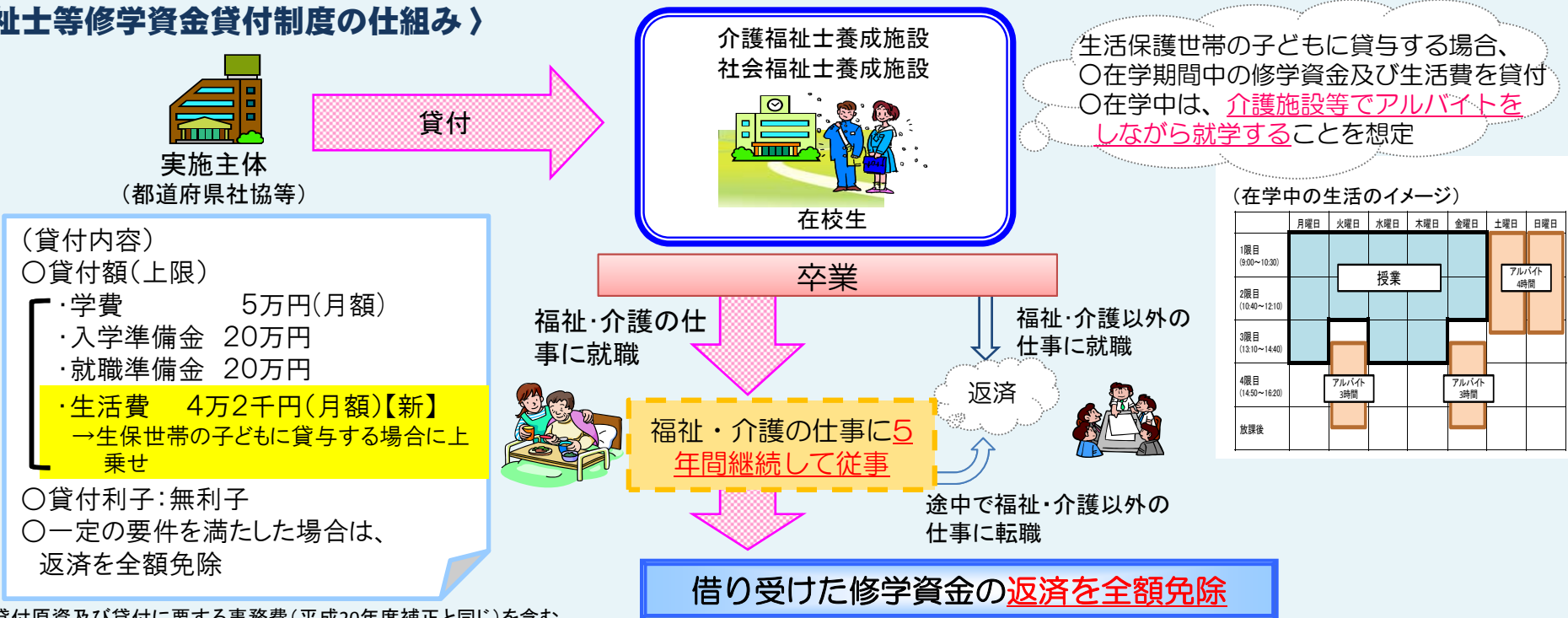
子育て等のため離職した潜在的有資格者が知識や技術を再確認するための研修経費や他分野からの離職者の福祉・介護分野への就業支援のための職場体験経費等(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)

効果的・戦略的な福祉・介護人材確保及び定着

※ 平成23年度3次補正予算により、被災3県に約17億円交付済

- 超高齢化社会に向けて多くの介護・福祉人材の確保が喫緊の課題。
平成23年度3次補正予算（17億円）において、被災により養成施設の学費等の支払いが困難になっている学生が増加し、貸付ニーズが高まっている状況を踏まえ、被災地における介護福祉士等修学資金として必要な貸付原資の確保等を行う。
- また、平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費（81億円）において、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進するため、介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に要する貸付原資を確保するとともに、生活保護世帯の子どもが高等学校卒業後に介護福祉士等施設への就学を希望する場合などに、現在の授業料などの修学資金に加えて、在学中の生活費の一部を貸し付ける貸付内容の拡充を行う。（被災3県への交付額1,620万円）

〈介護福祉士等修学資金貸付制度の仕組み〉



※ 事業費には、貸付原資及び貸付に要する事務費(平成20年度補正と同じ)を含む

【目的】

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、特に福祉・介護人材の確保が困難になっている福島県で従事する介護人材を広域的に確保する

【ポイント】

- 県外からの就職予定者に対し、福島県相双地域等の介護施設等における就労を条件として奨学金(学費15万円(上限)、就職準備金30万円)を貸与するもの (※2年間就労した場合に全額返済免除)
- 貸付対象者は他地域から就労する者であることに配慮し、現地の住宅情報の提供等、住まいの確保を支援する

【事業概要】 福島県が適当と認める団体(実施主体)

研修受講費の貸与

【貸付対象者】

福島県相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者

【研修メニュー】

- ・無資格者 介護職員初任者研修
- ・有資格者 県社協等が実施する現任者向け研修

【貸付内容】

- ①学費 15万円を上限(実費の範囲内)
- ②就職準備金 30万円
- ※ 住宅確保に要する初期費用(敷金等)相当額を就職準備金に上乗せ

【貸付条件等】

- ・福島県が適当と認める団体が示す施設における就労を条件
- ・当該施設で2年間従事した場合は全額返済免除
- ※ 就職準備金部分は1年間の従事により免除

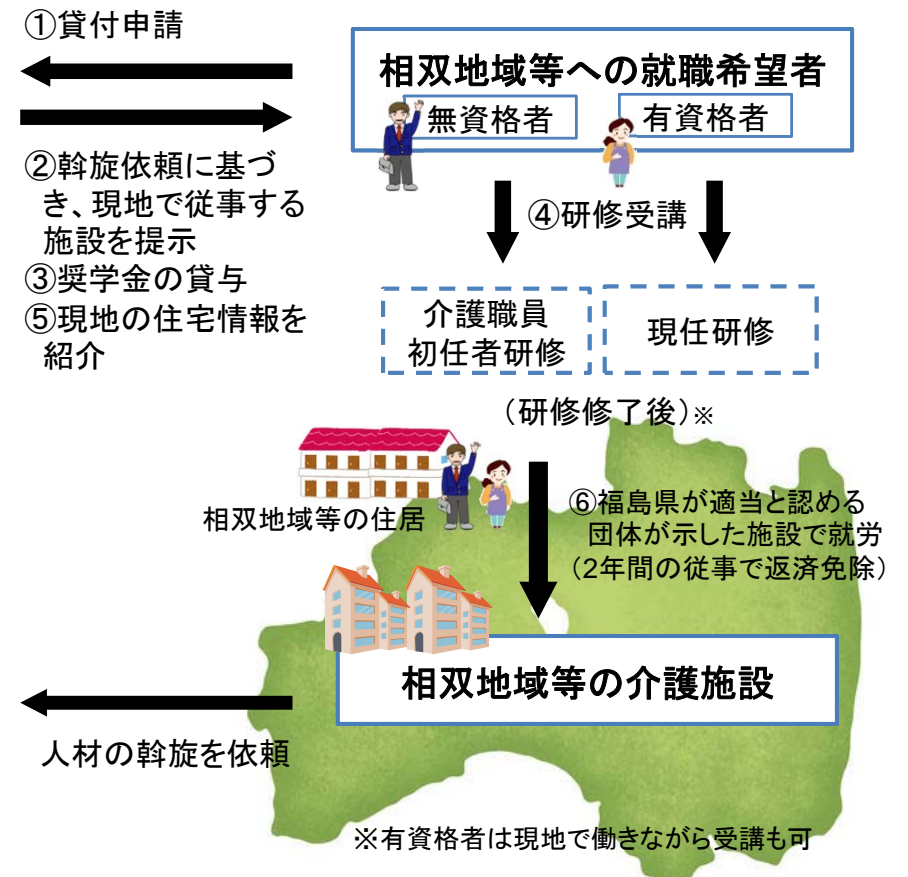
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

※ 本事業は福島県単独事業との連携を検討

【事業の流れ】



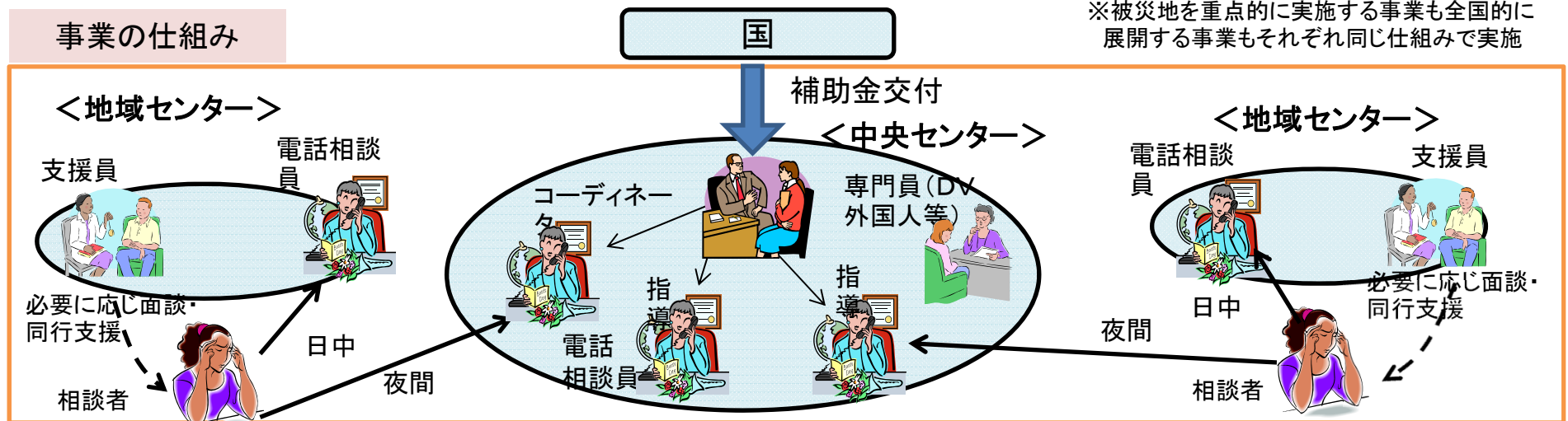
26 寄り添い型相談支援事業

平成26年度予算：5億円(復興特会) + セーフティネット支援対策事業費等補助金(150億円)の内数

- 一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行う。
- 事業は、公募により選定した法人((社)社会的包摂サポートセンター)が実施。「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。
- 「中央センター」は、事業全体を統括するとともに、地域センターでは対応できない時間や地域等を補完する形で全国からの電話相談を受け付ける。「地域センター」は、担当する地域からの電話相談を受け付けるとともに、必要に応じ、面接相談、同行支援を行い、相談者の具体的な問題解決につなげる支援を行う。
- 平成26年度予算額:13億円 <被災地支援事業(東日本大震災復興特別会計(復興庁計上)、5億円)と全国支援事業(一般会計(厚生労働省計上)、セーフティネット支援対策事業費等補助金(150億円)の内数)>
- 寄り添い型相談支援事業選定・評価委員会委員 (◎座長)
 ◎田中 茂(慶応義塾大学大学院教授) 鎌田 實(諏訪中央病院名誉院長)
 宮本 みち子(放送大学教養学部教授) 岩瀬 勝好(東北福祉大学教授)

H25.4月～H26.1月年間コール数
総呼数 約1,200万件

事業の仕組み



これまでの経過

- ・平成23年度第3次補正予算により事業開始 (内閣府において予算計上を行い、厚労省に移し替えを行い事業実施※H24年度までの取扱い)
- ・平成25年度予算からは、「被災地(岩手、宮城、福島)事業」と「全国(被災地3県を除く)支援事業」と区分を分けて事業実施。

被災者の心のケア支援事業

心のケアセンターを設置するための経費として、岩手県・宮城県・福島県に補助金を交付
 ・平成26年度予算額 18億円(復興特会)

岩手県こころのケアセンター

平成24年2月15日開設
 受託団体:岩手医科大学

中央センター
 久慈地域センター
 宮古地域センター
 釜石地域センター
 大船渡地域センター

みやぎ心のケアセンター

平成23年12月1日開設
 受託団体:宮城県精神保健福祉協会

基幹センター
 石巻地域センター
 気仙沼地域センター
 市町村派遣

仙台市への補助
 ・相談員の配置

ふくしま心のケアセンター

平成24年2月1日開設
 受託団体:福島県精神保健福祉協会

基幹センター
 県北方部センター
 県中方部センター
 県南方部センター
 会津方部センター
 いわき方部センター
 相馬方部センター(NPO委託)
 市町村派遣

心のケアセンターの業務

- ・災害関連の精神保健医療福祉対策の総合的コーディネート
- ・PTSD、うつ病等精神疾患に関する相談支援、精神障害者に対する相談支援
- ・被災者の自宅、仮設住宅等の訪問による支援、病院を拠点とした精神障害者に対するアウトリーチ
- 心の健康に関する情報収集、普及啓発、人材育成、人材派遣

心の健康に関する現在の状況

- ・PTSD、うつ病、不安障害、アルコール問題が顕在化
- ・ようやく震災について話しはじめる被災者
- ・仮設居住が続き生活再建、産業復興、雇用回復はまだ途上
- ・放射線からの避難の継続

※ 平成23年度第3次補正 28億円
 (障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増し)

※ 平成25年度予算額 18億円(復興特会)

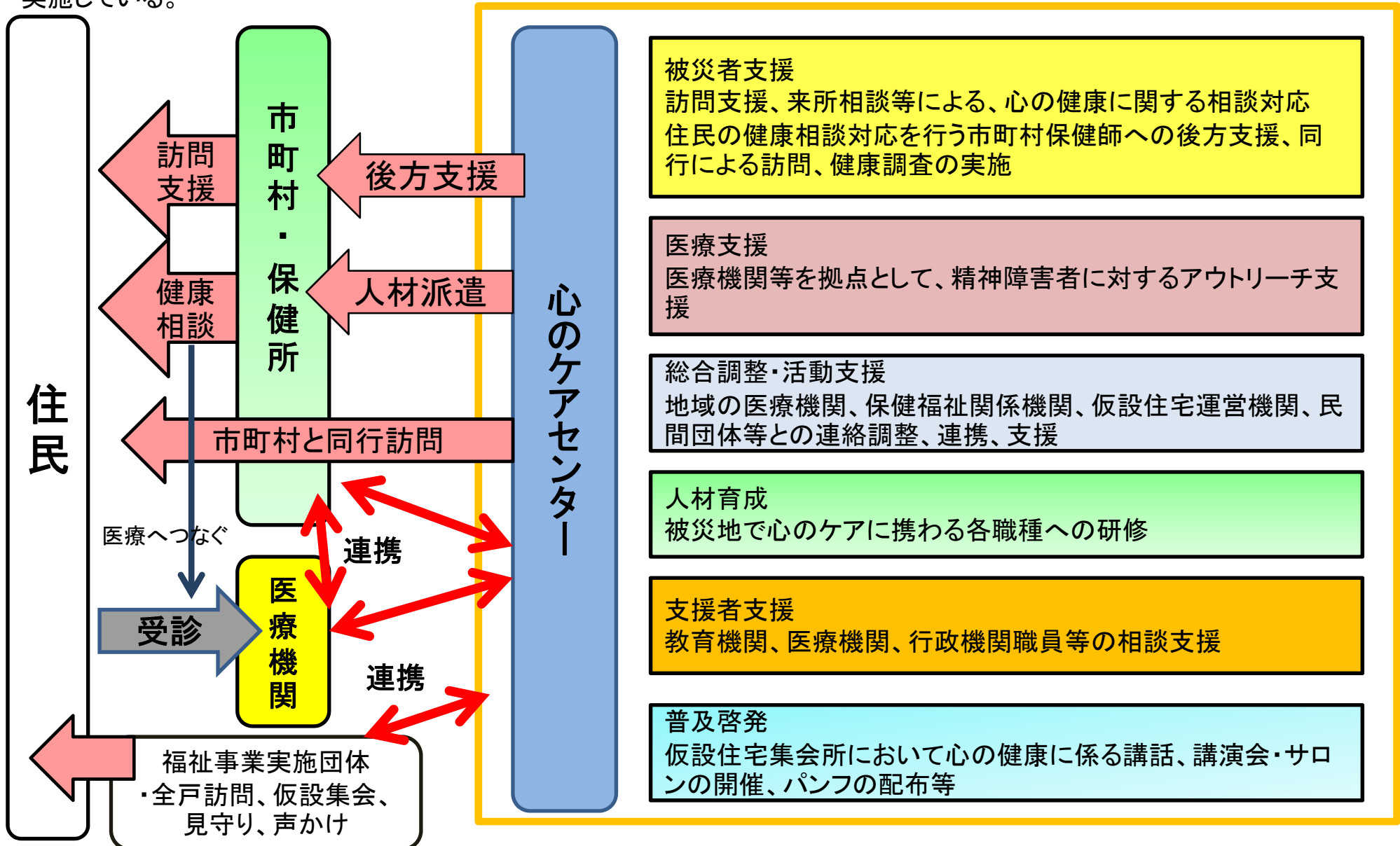
被災者の心のケア支援事業

25年度
18億円



26年度予算額
18億円

岩手、宮城、福島の各県に心のケアセンターを設置し、東日本大震災被災者の心のケア(精神保健)に関する各種の事業を実施している。



28 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（子育て支援対策費補助金）

26年度予算：40億円

1. 東日本大震災により被災した子どもへの支援について

被災地の子どもは心のケアを必要としたり、遊び場が少なく安心して過ごせる場が不足していることから、これまで安心こども基金の活用により、被災地における子どもが心身ともに健やかに育てられるよう、子どもの心のケア、遊び場確保等の取組を支援してきた。

しかし、避難の長期化に伴い、子どもの健康面への影響、その他新たな課題も生じていることから、復興大臣のもとに設置された「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(※)での検討を踏まえ、被災した子どもへの支援を強化するため、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり事業や子育て世帯を訪問し心身の健康に関する相談・支援を行う事業の創設、子どもの心のケア事業について体のケアにも拡大、遊具の設置等について対象を被災3県に拡大するなど、総合的な支援を図ることとし、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営が可能な統合補助金として再編。（東日本大震災復興特別会計に計上）

※「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」(平成25年11月13日設置)について

避難の長期化により被災者の健康面を中心とした影響等が懸念される中、復興大臣のもとに関係府省からなるタスクフォースが設置され、被災地の現場から寄せられた現状と具体的な課題を総合的に把握するとともに、避難の長期化や地域によって異なる実情といった現場主義の視点に立脚し検討、既存施策の点検を実施。

2. 対象事業の概要

(1) 子ども健やか訪問事業【新規】

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

(2) 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業【新規】

仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、仮設住宅で長期間生活している子どもが安心して過ごすことができるスペースを確保する。

(3) 遊具の設置や子育てイベントの開催【継続・拡充】 ※対象範囲を福島県から被災3県に拡大

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備。

(4) 親を亡くした子ども等への相談・援助事業【継続・拡充】 ※心のケアに加え、体のケアに関する相談・援助も行うよう対象を拡大

被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助。

(5) 児童福祉施設等給食安心対策事業【継続】

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援。

(6) 保育料等減免事業【継続】

東日本大震災に伴い保育料等を減免した市町村等に対する支援を実施。

【参考】被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業の対象事業について

事業名	事業内容	実施主体	対象者
【新規】 子ども健やか訪問事業	東日本大震災により、仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもをもつ家庭等特に負担が大きいと考えられる子育て家庭を訪問し、心身の健康に関する相談、生活・育児援助、専門の支援機関の紹介などを行う。 訪問は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員、児童委員、子育て経験者、ヘルパー、個人ボランティア等を広く活用し、人材確保については、被災地で活動している民間団体等の協力を得る。	被災県(岩手県、宮城県、福島県)、被災指定都市等(仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市)、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	避難生活をしている被災児童のいる家庭
【新規】 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業	東日本大震災に被災し住居を失った等の理由により、必ずしも良好な生活環境とは言えない仮設住宅で長期間生活している子どもたちについて、「子ども同士と一緒に遊ぶことにより交流できる」、「静かに勉強することができる」といった環境を整備し、子どもたちへの支援を実施すべきであるという要望が寄せられている。 そのような要望を踏まえ、仮設住宅の共有建物の一部や入居者がいない仮設住宅等を改修することにより、子どもたちが安心して過ごすことができるスペースを確保し、また、当該スペースにおいて子どもたちの遊び等への支援を行う者及びスペースを管理する立場の者を確保する事業を新たに創設するもの。	仮設住宅設置県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、長野県)、仮設住宅設置県内の指定都市、中核市及び市町村	仮設住宅に居住する被災児童等
【継続・拡充】 遊具の設置や子育てイベントの開催	被災地の子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、子どもたちの遊び場の確保などの事業実施を積極的に支援することにより、子どもの運動機会を確保することを目的とする。 児童館や体育館などへ大型遊具等を設置し、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備するとともに、移動式の大規模遊具を活用した子育てイベントの開催などを支援するもの。	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	対象地域に居住する被災児童等
【継続・拡充】 親を亡くした子ども等への相談・援助事業	東日本大震災により被災した子どもやその家族等が抱える生活状況の激変に伴う様々な不安や悩みを解決し、被災前の生活や心理・健康状態を取り戻すことを目的とし、各地方自治体の実施する被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助について、財政的な支援を行う。	被災県、被災指定都市等、被災県内の市町村(被災指定都市等を除く。)	被災児童及びその家族
【継続】 児童福祉施設等給食安心対策事業	東日本大震災に係る対応として、児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組み(給食用食材の放射線検査機器の整備(事前検査)、給食のモニタリング調査(給食全体の事後検査))を支援する。	特定被災地方公共団体又は汚染状況重点調査地域である県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県)、郡山市、いわき市、福島県内の市町村(郡山市及びいわき市を除く。)	対象地域に居住する被災児童等
【継続】 保育料等減免事業	東日本大震災に伴い保育所徴収金(保育料)及び児童入所施設徴収金を減免した都道府県、市町村に対する支援を実施する。	都道府県、指定都市、中核市、市町村(本事業の対象となる被災者が居住する自治体に限る。)	被災者

※補助率はいずれの事業も定額

※市町村が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

29 介護等のサポート拠点について

概要・目的

- 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」を整備。
- 介護等のサポート拠点の設置・運営等のための費用として、平成23年度第一次補正予算70億円、第三次補正予算90億円、平成25年度予算で23億円、平成26年度予算で15億円を計上。
(介護基盤緊急整備等臨時特例基金「地域支え合い体制づくり事業分」)

設置箇所数	岩手県	宮城県	福島県
115箇所	27箇所	62箇所	26箇所

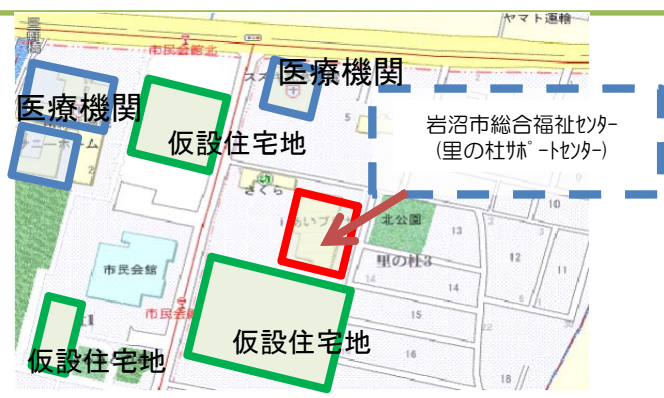
※平成26年1月末日時点

サポート拠点の一例(宮城県岩沼市)

- 仮設住宅に隣接する**既存の建物**(岩沼市総合福祉センター)内にサポート拠点を設置
- ※ 対象地域(周辺の仮設住宅)の状況 : 岩沼市里の杜地区 [戸数] 384戸
- サポート拠点周辺には、地域包括支援センターやデイサービス、医療機関等があることから、サポート拠点としては「総合相談」と「地域交流」に機能を特化し、**既存のサービス資源を活用することで、総合的な機能を確保。**



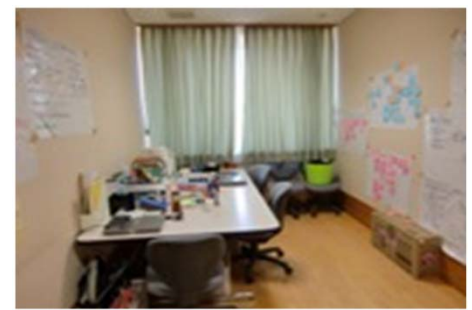
岩沼市総合福祉センター全景(里の杜サポートセンターが入っている施設)



- 主な機能**
- 総合相談
 - デイサービス
 - 居宅サービス等
(居宅介護支援、訪問介護)
 - 配食サービス等の生活支援
 - 地域交流



相談窓口正面



事務室内

介護事業所・施設等復旧支援事業 (介護事業所等の事業再開に要する諸経費の国庫補助)

東日本大震災で被災した介護サービス事業者等に対し、事業再開に要する経費に対する国庫補助を行い、被災地で生活する要介護高齢者に対する介護サービスの確保を行う。

1. 所要額 169,500千円
2. 実施主体 岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市、いわき市
3. 補助率 定額補助(10/10相当)
(介護保険サービスごとに定める額)
4. 補助対象 東日本大震災により被災した介護保険サービス事業所・施設を有する事業者

5. 補助対象となる経費の例

- ・ 事業所の車輛(訪問、送迎等用)
- ・ 事務用品(パソコン、デスク等)
- ・ 事業所を借り上げる際の礼金・事務手数料
- ・ その他事業再開に必要な初度経費

【予算科目】※東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)

(対象となる事業所・施設等)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、福祉用具貸与、居宅介護支援、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療病床、地域包括支援センター、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

(定額補助の額(例))

訪問介護・訪問看護	700万円/事業所
通所介護	800万円/事業所
小規模多機能型居宅介護	1,000万円/事業所

(項) 社会保障等復興政策費 (目) 社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金

31 介護施設等の災害復旧

平成26年度予算 22.6億円
(平成25年度補正予算 29.1億円)
(社会福祉施設等災害復旧費補助金<東日本大震災復興特別会計>)

1. 概要

東日本大震災で被災した介護施設等のうち、各自治体の復興計画で、平成26年度に復旧が予定されている施設の復旧に要する費用について、財政支援を行う。(平成25年度補正予算において、平成25年度中に着工可能な施設について、復興の加速化を図るために一部前倒し)

2. 補助対象施設

- ◇特別養護老人ホーム
- ◇老人短期入所施設
- ◇介護老人保健施設
- ◇養護老人ホーム
- ◇軽費老人ホーム
- ◇訪問看護ステーション
- ◇老人デイサービスセンター
- ◇認知症高齢者グループホーム
- 等

3. 補助対象経費

介護施設の災害復旧事業に要する経費
(※災害復旧事業が1件につき80万円以上)

4. 交付先

都道府県、指定都市、中核市

5. 補助率の引上げ

- ◇ 激甚法指定による国庫補助率引上げ(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)
- ◇ その他施設についても、国庫補助率の引上げ
 - 1/2 → 2/3に引上げ(例:認知症高齢者グループホームなど)
 - 1/3 → 1/2に引上げ(例:介護老人保健施設など)

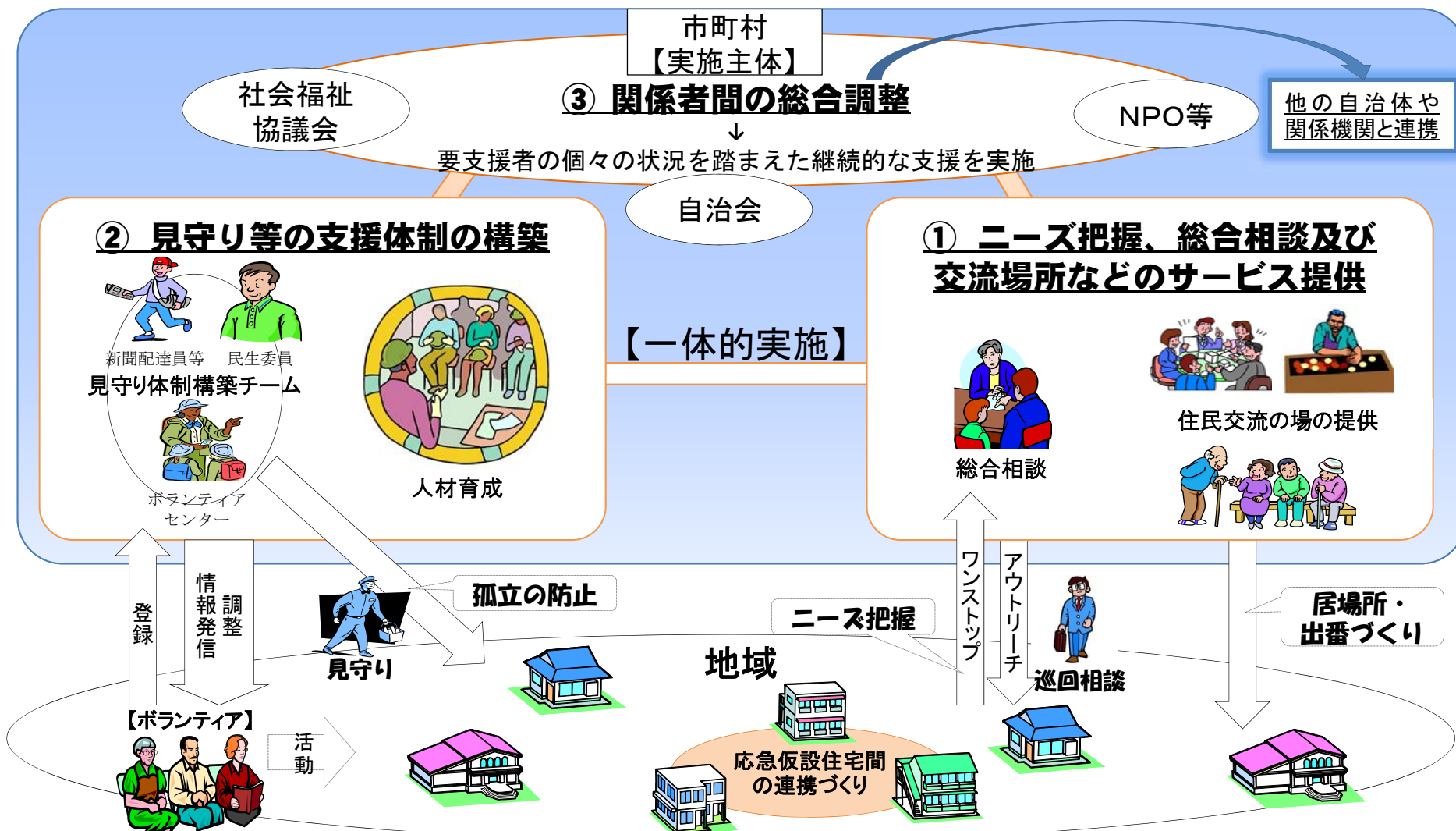
福島県相双地域等への介護職員等の応援について

- 福島県相双地域等では、介護職員等の避難や離職により、特別養護老人ホーム等においてマンパワーが不足。
- このため、福島県と協働で、福島県社会福祉協議会などの関係団体の協力を得て、人材不足の解決に向けた検討の場として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」を設置。
- 平成24年5月31日にこの会議を開催し、雇用確保対策を基本としつつ、応急的な対応として、近隣自治体から応援職員を募集し、相双地域等の施設の運営を支援することを決定。同年6月4日付で、厚労省から地方自治体に対し、応援可能職員の募集を依頼(募集開始)。
- 福島県の調査(H24.9)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を1年間延長し平成26年3月31日までとすることとした。
また、応援先の対象地域を従来の相双地域、いわき市に加え、田村市の一部(旧緊急時避難準備区域)も対象とした。
(平成24年12月)
- 福島県の調査(H25.12)によれば未だ人材不足が改善されていないことから、事業期間を更に1年間延長し平成27年3月31日までとすることとした。(平成26年1月)
- 応援施設と受入施設の条件のマッチングの結果、
平成24年 6月から平成26年3月末までの 延べ応援人数は 376名
平成26年 4月から平成26年6月末までの 延べ応援人数は 48名(見込み) 合計 424名(見込み)

33 地域コミュニティ復興支援事業 (社会的包容力構築・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供
- ②見守り等の支援体制の構築
- ③関係者間の総合調整



34 東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査研究（概要）

研究趣旨

以下に資するため、東日本大震災に伴う被災者の心身の負担等による健康影響を、10年間にわたり把握する。

- ①東日本大震災被災者への適切な健康管理の実施
- ②今後の重大災害時の健康支援のあり方の検討

（岩手県）研究代表者 岩手医科大学医学部長 小林 誠一郎

（宮城県）研究代表者 東北大学大学院医学系研究科地域保健支援センター長 辻 一郎

主な調査内容

被災者の健康状態
等に関する調査

被災
直後

避難
所

仮設住宅

自宅

健康診査等による評価

H23年度から10カ年のフォローを予定

（平成24年度～ 厚労科研「健康安全・危機管理対策総合研究事業」にて実施）

コア調査項目

- ・氏名、性別、年齢、生年月日、居住地（被災前・被災後）、被災状況
- ・疾患（生活習慣病等）、歯科保健、栄養、心の健康等に関する基本的な項目
- ・健診：身体測定、血液検査、呼吸・循環機能ほか



被災者の特性に応じた追加調査

- ・透析患者、難病患者、がん患者
- ・妊婦、乳幼児
- ・障害者（身体・知的・精神）
- ・高齢者（生活不活発病、認知症等）
- ・PTSD 等

長期追跡調査による評価

脳卒中・心疾患・がんの罹患状況、死亡状況調査、医療受療状況、介護情報等に基づき、被災状況別にみた長期追跡調査を行う。

- 毎年定期的に、コア調査および該当者への追加調査を実施する。平成24年度は2万人を対象（予算積算）
- 調査により、必要に応じ、保健指導（個別相談、栄養・運動指導等）、医療機関等への紹介を行う。
- 調査は10年間の計画で実施、今後の災害発生時の被災者の健康管理に資するものとする。

平成23年度調査研究（岩手県）の概要

岩手県

分担研究者：岩手医科大学医学部衛生学公衆衛生学 坂田清美教授

調査協力者 10,475名（H22年度結果マッチング可能者4,120名）

山田町<9～11月> 3,216名（H22結果マッチング可能者 1,484名）

大槌町<12月> 2,079名（同 843名）

陸前高田市<10月～2月> 4,908名（同 1,666名）

釜石市下平田地区<10月> 272名（実施せず）

・年齢構成としては60代（陸前高田市及び釜石市下平田地区男性は70代）が最多

・就労者のうち、失業したと回答した者は、山田町37.0%、大槌町37.7%、陸前高田市29.0%、下平田地区49.2%

アンケート調査		疾病罹患状況、健康状態、食事、アテネ不眠尺度、心理的苦痛(K6)、震災の記憶、職業の状況、地域のつながり、活動状況
健診 (18歳以上)	血液検査	貧血、高脂血症、血糖値など
	歯科健診	歯科医による診察
	呼吸・循環機能	呼吸機能、血圧、心拍数
	身体測定	身長・体重・腹囲、握力検査、眼底・心電図(40歳以上)

健診結果については、平成22年度の受診結果がある者について、その結果と比較

○身体面の健康状態に大きな影響は見られなかった。

・収縮期血圧：平成22年の結果と比べ、山田町・大槌町では低下、陸前高田市では変化が見られなかった

・血清アルブミン：3市町とも平成22年度結果と変化が見られず、栄養状態の全般的な悪化は見られなかった。

○不眠や不安、抑うつなどの精神面の問題が大きい。

・4市町の住民の約4～5割（全国平均は28.5%）に睡眠障害が認められた。震災による肉親の喪失や住居の破壊に伴う頻回な移動、失職による経済状態等が関連していると考えられた。

・心の元気さについても4割以上の住民に問題が、5-7%は重症群であった。

平成24年度調査研究（岩手県）の概要

岩手県

研究代表者：岩手医科大学医学部 小林誠一郎 医学部長

調査協力者 10,475名（H23年度とH24年度の両年受診者6,194名、12月受診分を除く）

山田町<9月、11月> 2,300名（H23年度3,216名）

大槌町<5月、12月> 1,488名（H23年度2,079名）

陸前高田市<10月～12月> 2,233名（H23年度4,908名）

釜石市下平田地区<11月> 173名（H23年度272名）

・H23年度～H24年度前半受診者の年齢構成としては男性は70代、女性は60代が最多。

・就労者のうち、失業したと回答した者について、男性は昨年度(27.1%)より改善(17.8%)。女性も昨年度(37.9%)より改善(24.5%)。

* 12月受診分については集計中。

【身体の状態】

○高血圧の割合

山田町：昨年度(16.9%)より減少(13.4%)。大槌町：昨年度(29.4%)より減少(28.8%)。陸前高田市：昨年度(27.3%)より減少(25.0%)。釜石市下平田地区：昨年度(31.2%)より減少(21.4%)。

○肥満の割合

仮設住宅居住者において、昨年度(33.0%)より増加(35.5%)しており、非仮設住宅居住者における割合(32.2%)よりも高い。

【精神の状態】

○睡眠障害がある者の割合

男性：昨年度(25.3%)より減少(20.0%)。女性：昨年度(38.6%)より減少(28.9%)。仮設住宅居住者においても、昨年度(41.4%)より減少(31.1%)しているが、非仮設住宅居住者における割合(23.0%)よりも高い。

○心の健康に問題がある者の割合

男性：昨年度(34.3%)より減少(23.9%)。女性：昨年度(46.8%)より減少(35.6%)。仮設住宅居住者においても、昨年度(48.7%)より減少(38.1%)しているが、非仮設住宅居住者における割合(28.0%)よりも高い。

【その他の特記事項】

○睡眠障害がある者および心の健康に問題がある者の割合は健康状態、失業、経済状況、転居回数と密接に関連していた。

平成25年度調査研究（岩手県）の概要

岩手県

研究代表者：岩手医科大学医学部 小林誠一郎 医学部長

調査協力者 10,475名（H25年度の受診者7,136名）

山田町<9月、11月> 2,223名（H23年度3,216名）

大槌町<5月、12月> 1,492名（H23年度2,079名）

陸前高田市<10月～12月> 3,261名（H23年度4,908名）

釜石市下平田地区<11月> 160名（H23年度272名）

- ・H25年度受診者の年齢構成としては男性は70代、女性は60代が最多。
- ・60歳未満の者のうち、求職中の者は、男性は7.2%、女性は3.0%。
- ・プレハブ型仮設住宅27.1%、みなし仮設3.7%、震災前から同じ住居58.8%、その他10.4%

【主観的健康状態】

○良くない者の割合

男性：H23年度(14.3%)、H24年度(12.8%)より再び増加(14.2%)。女性：H23年度(15.7%)、H24年度(13.3%)より再び増加(14.7%)。プレハブ型仮設住宅居住者では男性(16.3%)、女性(18.5%)とも震災前と同じ家屋に住居している者、男性(13.4%)、女性(12.6%)よりも高い。

【精神的健康状態】

○睡眠障害がある者の割合

男性：H23年度(25.3%)、H24年度(19.2%)より減少(18.5%)。女性：H23年度(38.6%)、H24年度(29.0%)より減少(27.9%)。プレハブ型仮設住宅居住者では男性(23.1%)、女性(34.9%)とも、震災前と同じ家屋に住居している者、男性(15.8%)、女性(24.1%)よりも高い。

○心の健康に問題がある者の割合

男性：H23年度(34.3%)、H24年度(24.8%)より減少(22.7%)。女性：H23年度(46.8%)、H24年度(36.3%)より減少(31.6%)。プレハブ型仮設住宅居住者では男性(27.1%)、女性(41.0%)とも、震災前と同じ家屋に住居している者、男性(19.6%)、女性(26.5%)よりも高い。

【その他の特記事項】

○睡眠障害がある者および心の健康に問題がある者の割合は健康状態、経済状況、居住状態、被害状況、同居人との死別の有無、ソーシャルネットワークと密接に関連していた。

平成23年度調査研究（宮城県）の概要

宮城県

分担研究者：東北大学大学院医学系研究科地域保健支援センター長 辻一郎教授

第1回調査 調査協力者:4,094名

石巻市雄勝地区 564名 【6・7月:健診①+アンケート①】
 牡鹿地区 835名 【8月:健診①+アンケート①】
 網地島地区 197名 【9月:健診①+アンケート①】
 仙台市若林区 627名 【9・10月:アンケート①】
 七ヶ浜町 1,871名 【11・12月:アンケート①】



第2回調査

石巻市雄勝地区 704名 【健診②+アンケート②】
 牡鹿地区 512名 【健診②+アンケート②】
 仙台市若林区 275名 【健診①+アンケート②】

＜協力者の平均年齢＞
 雄勝地区・牡鹿地区 60代前半
 網地島地区 70代前半
 若林区・七ヶ浜町 50代前半

＜失業と回答した者の割合＞
 雄勝地区・牡鹿地区 65%
 網地島地区 46%
 若林区 32%

アンケート調査		疾病罹患状況、健康状態、食事、アテネ不眠尺度、心理的苦痛(K6)、震災の記憶、職業の状況、地域のつながり、活動状況
健診	血液検査	貧血、高脂血症、血糖値など
	歯科健診	歯科医による診察
	呼吸・循環機能	肺活量、血圧、心拍数
	身体測定	身長・体重・腹囲、握力検査

○身体面の健康状態は全国レベルと同様

- ・全国に比べ肥満者の割合は多く、懸念された低栄養状態(アルブミン比較)でも全国レベルと差はなかった。
- ・高血圧の割合32.7% (石巻市雄勝・牡鹿地区)も、全国平均39.4%と比し、低い結果。

○不眠や不安、抑うつなどの精神面の問題が大きい。

- ・雄勝・牡鹿地区及び若林区では、睡眠障害が疑われる者が約4割、心理的苦痛を感じている者の割合が全国レベルの2-3倍。
- ・一方、地域のつながりが最も強かった網地島地区では、不眠・心理的苦痛ともに全国平均より低い結果。
- ・メンタルヘルスに関連する要因として、1)震災後のショック・喪失感・トラウマ、2)仕事(収入・暮らし+生きがい・誇り)、3)周囲への信頼感(ソーシャルキャピタル)が考えられた。

研究代表者：東北大学大学院医学系研究科地域保健支援センター長 辻一郎教授

第3回調査(H24年度第1回目) 調査協力者:2,468名

石巻市雄勝地区 793名【7月:健診①+アンケート①】
 牡鹿地区 794名【6月:健診①+アンケート①】
 網地島地区 209名【7月:健診①+アンケート①】
 仙台市若林区 672名【9月:アンケート①】

**第4回調査(H24年度第2回目) 調査協力者:2,412名**

石巻市雄勝地区 1,009名【11・12月:アンケート②】
 牡鹿地区 879名【11・12月:アンケート②】
 仙台市若林区 524名【2月:健診①+アンケート②】

*平成23年度に調査を行った七ヶ浜町については、今年度より対象地域から除外

対象地区	協力者の平均年齢		現在仕事をしていないと回答した者	
	第3回	第4回	第3回	第4回
石巻 雄勝・牡鹿	65歳	63歳	59%	55%
石巻 網地島	75歳	—	71%	—
仙台 若林	59歳	59歳	47%	47%

【身体・精神の健康状態】**1. 肥満者の割合**

石巻市雄勝・牡鹿地区:昨年度(35.0%)より増加(40.5%)。全国平均26.7%より高い。

石巻市網地島地区:昨年度(42.1%)より増加(47.3%)。全国平均より高い。

仙台市若林地区:昨年度(44.5%)と同等(44.6%)。全国平均より高い。

2. 高血圧の割合

石巻市雄勝・牡鹿地区:昨年度(32.7%)より減少(28.2%)。全国平均39.4%より低い。

石巻市網地島地区:昨年度(49.8%)と同等(50.0%)。全国平均より高い。

仙台市若林地区:昨年度より(33.2%)低い(30.8%)。全国平均より低い。

3. 睡眠障害が疑われる者の割合

石巻市雄勝・牡鹿地区:第1回から3回までは減少傾向(H23年度第1回42.3%、H23年度第2回35.7%、H24年度第3回31.6%)であったが、H24年度第4回では、第3回と比較して増加(35.5%)。

石巻市網地島地区:昨年度(20.3%)より減少(17.2%)。

仙台市若林地区:昨年度より(46.7%)より減少(35.5%)。

4. 心理的苦痛を感じている者の割合

石巻市雄勝・牡鹿地区:昨年度(15.1%)より減少(13.0%)。全国平均8.5%より高い。

石巻市網地島地区:昨年度(9.1%)より減少(5.3%)。全国平均より低い。

仙台市若林地区:昨年度(17.9%)と同等(18.4%)であるが、全国平均より高い。

【その他の特記事項】

○石巻市雄勝・牡鹿地区の高齢者(特に女性)において、日常生活における運動量の減少および主観的健康度の低下がみられた。また、介護予防の二次予防対象者の割合も増加した。一方、44歳以下の者(特に男性)では、睡眠障害が疑われる者の割合が改善した(第3回調査31.1%、第4回調査17.6%)。

○網地島地区では、調査から地域のつながりが強いことが示唆されており、メンタルヘルスの改善に好影響を及ぼしていることが考えられた。

研究代表者：東北大学大学院医学系研究科地域保健支援センター長 辻一郎教授

第5回調査(H25年度第1回目) 調査協力者:3,072名

石巻市雄勝地区 1,219名【6、7月:アンケート①】
 牡鹿地区 1,028名【5、6月:アンケート①】
 網地島地区 209名【5、6月:アンケート①】
 仙台市若林区 616名【8月:アンケート①】

**第6回調査(H25年度第2回目) 調査協力者:2,989名**

石巻市雄勝地区 1,249名【11月:アンケート②】
 牡鹿地区 1,092名【11月:アンケート②】
 仙台市若林区 647名【1月:アンケート②】

対象地区	協力者の平均年齢		現在仕事をしていないと回答した者	
	第5回	第6回	第5回	第6回
石巻市雄勝地区	63.1歳	62.5歳	57.5%	54.2%
石巻市牡鹿地区	61.6歳	60.1歳	50.3%	48.8%
石巻 網地島地区	74.0歳	—	48.5%(未回答11.7%)	—
仙台市若林区	58.8歳	58.4歳	42.4%	44.7%

【身体・精神の健康状態】**1. 健康状態**

石巻雄勝・牡鹿地区、仙台市若林区いずれの調査地区でも約70%の方は「良好」と回答。昨年と比較して悪化傾向は見られない。

2. 睡眠障害が疑われる者の割合

石巻市雄勝・牡鹿地区:全国平均の28.5%に近づくまでに改善している(第5回34.2%、第6回31.6%)

仙台市若林地区:第4回(36.1%)、第6回(38.5%)と比較して、第5回では増加(41.9%)。夏期の調査時期に増加する傾向があり、居住環境が影響している可能性がある。

3. 心理的苦痛を感じている者の割合

石巻市雄勝・牡鹿地区:第4回(15.1%)と比較して、第6回では減少(13.1%)。しかし、全国平均8.5%より依然として高い傾向である。

仙台市若林地区:第5回(18.8%)、第6回(19.8%)で全国平均より高い傾向が続いている。また、雄勝・牡鹿地区よりも高い割合である。

【その他の特記事項】**○暮らし向き(経済状態)**

石巻市雄勝・牡鹿地区:「大変苦しい」と思う方は8.4%で、第1回調査(13.3%)と比較して減少している。

仙台市若林地区:「大変苦しい」「苦しい」「やや苦しい」を合わせると約65%の方で暮らし向きが苦しい状況である。

○地域のつながりと睡眠障害、心理的苦痛

「地域のつながり」が高いと回答した者は、睡眠障害である割合や心理的苦痛を感じる者の割合が低い。

○日常生活における活動

石巻市雄勝・牡鹿地区:遠くへも一人で歩く者の割合が減少し、横になっている者の割合が増加している。

仙台市若林地区:遠くへも一人で歩く者の割合は横ばいで悪化傾向は見られない。

介護予防の二次予防対象者

石巻市雄勝・牡鹿地区:4回目調査をピークに該当率の増加は見られない。

仙台市若林地区:全体では横ばいで悪化傾向は見られないが、75歳以上女性の該当率が高いままである。

35 被災地の子どもたちの発育状況等に関する調査研究（概要）

<目的>

被災地内外の子どもの身長、体重等のデータを収集し、中央子ども支援センターと連携して、専門家による評価・検討を行うことにより、被災地の子どもたちの健康づくりを支援する。（平成24年度厚生労働科学研究事業「東日本大震災被災地の小児保健に関する調査研究」研究代表者 呉 繁夫（東北大学））

※平成24年度～26年度の3年計画で調査を実施。

<①子どもの発育に関する調査> <②子どものこころに関する調査>

岩手県

宮城県

福島県

その他
(対照地域)

○協力が得られた市町村の健診データや保育所の身体計測データから身長・体重や栄養、被災状況等のデータを収集

○震災前の出生児、震災前に出生し震災後に1歳になった子ども、震災後の出生児を対象とする

○被災当時の3～5歳児を対象に子どものこころの問題、保護者のPTSD症状等に関する調査を実施

○子どもの観察と同時に支援を実施

<評価・検討>

- 被災地の子どもの成長・発育状況を評価
- 健康管理や相談対応に関する支援方法について検討

調査の詳細について

<①子どもの発育に関する調査(平成24-26年度)>

- 東北大学小児科(宮城県)、岩手医科大学小児科(岩手県)、福島県立医科大学小児科福島県)が一致協力
- 岩手県、宮城県、福島県、対照地域のこどもの発育・成長を、協力頂ける市町村の乳幼児健康診査、保育所や学校健診の身体測定などの既存データを基に横断的・縦断的に把握・分析
- 被災地の子どもの発育状況の評価や必要な小児保健的介入等について検討

<②子どものこころに関する調査(平成24-26年度)>

- 児童精神医学の専門家チームが津波被災地域・地震地域・対照地域の保育所の園児(卒園児を含む)、その家族のストレス状況や反応について、面接調査により把握し、必要な児及び家族には支援を行う
- 面接調査を継続することで、被災地の子どもの心の状況の変化を把握する

事業概要

地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築するため、また地域の高齢者の個別の生活ニーズに応える仕組みを安定的・継続的に構築するため、市民の主体性に基づき、地域のインフォーマルサービス等の担い手として生活・介護支援サポーターを養成する事業

予算

1. 6億円の内数(平成26年度)
(地域ケア会議活用推進等事業のメニュー事業)

実績

約2万人程度(平成21年度～平成25年度)

平成26年度
国庫補助

実施主体:市町村 補助率:10/10
補助単価:1市町村あたり500万円を想定

- 地域公共交通確保維持改善事業を活用して、復旧・復興の状況に応じた柔軟な対応により、被災地のバス交通、乗合タクシー等の確保・維持を支援

地域間輸送

(被災地域地域間幹線系統確保維持事業)

○補助対象事業

- ・「地域間幹線系統確保維持事業」の各種要件を緩和した地域間輸送
 - ・輸送量要件の緩和:「1日あたり輸送量15人以上」の要件を緩和
 - ・補助対象系統の緩和等:路線バス以外にも、貸切バス等も補助対象化
 - ・バス車両補助の弾力化:減価償却費補助に加え、車両購入(中古車含む)の補助対象化

(1)補助率

収支差等の1/2

(2)特例措置の期間

- ・平成23~27年度(5年間)

(3)指定被災市町村(H26年度)

- ・岩手県、宮城県、福島県の全市町村



地域内輸送

(特定被災地域公共交通調査事業)

○補助対象事業

- ・避難所・仮設住宅・残存集落と、病院、商店、公的機関等との間の日常生活の移動確保を目的とする地域内輸送等

(1)補助率

定額補助
(仮設住宅等の箇所数に応じた上限額を設定)

<有償運行の場合>

仮設住宅等の箇所数	補助上限額
60か所以上	6,000万円
30か所以上60か所未満	4,500万円
30か所未満	3,500万円

<無償運行の場合>

補助上限額を段階的に見直し
平成26年度:3,000万円
平成27年度:2,500万円

(2)特例措置の期間

- ・平成23~27年度(5年間)※当初3年間の期間を2年延長

(3)特定被災市町村(H26年度)

- ・39市町村(岩手県12、宮城県15、福島県12)



特定被災地域公共交通調査事業の活用イメージ

仮設住宅



仮設店舗



病院・学校等



新しい商店



復興とともに、刻一刻と変化する病院や商店等の位置、被災者の移動ニーズの変化を把握しつつ、適時適切にバス路線の運行経路や便数等を見直し

サービス付き高齢者向け住宅

- ・安否確認・生活相談サービスが提供され、医療・介護との連携が図られる「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を推進。(平成26年3月末時点で約14万6千戸が登録。生活支援・医療・介護等のサービスを提供する併設施設を設置(登録住宅の約8割で設置)。)

◇ サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

【登録基準】

《住宅》

- ・床面積(原則25㎡以上)、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー

《サービス》

- ・サービスを提供すること(少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供)

《契約》

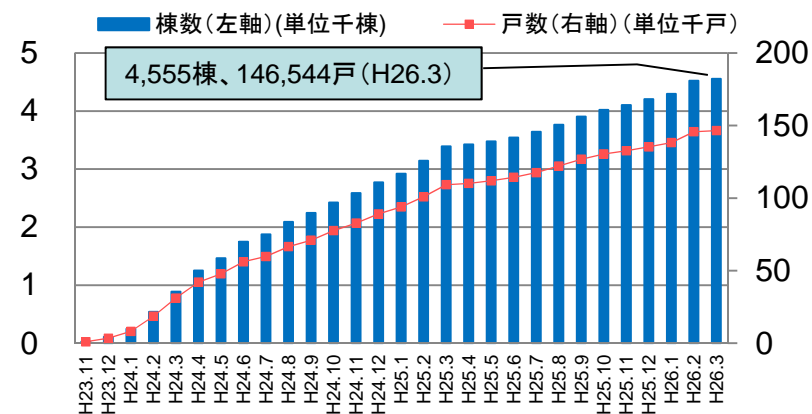
- ・高齢者の居住の安定が図られた契約であること、前払家賃等の返還ルール及び保全措置が講じられていること

【登録事業者の義務】

- ・契約締結前に、サービス内容や費用について書面を交付して説明すること
- ・登録事項の情報開示
- ・誤解を招くような広告の禁止

【指導監督】

- ・報告徴収、事務所や登録住宅への立入検査
- ・業務に関する是正指示



H26.3月末登録数	戸数	棟数
全国	146,544	4,555
岩手県	1,139	58
宮城県	2,324	90
福島県	2,259	81

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

- ・「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者・医療法人・社会福祉法人・NPO等に直接補助を行う。(平成26年度予算額 340億円の内数)

【対象】 登録されたサービス付き高齢者向け住宅及び高齢者生活支援施設

【補助額】 住宅：建設費の1/10 改修費の1/3 (国費上限 100万円/戸)

高齢者生活支援施設：建設費の1/10 改修費の1/3 (国費上限 1,000万円/施設)